

**令和2年度
森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会
実施報告書**

林野庁 森林利用課

令和3年2月

目次

第1回（令和2年8月19日）	1
配布資料	1
資料1 検討委員会の進め方	3
資料2 森林経営管理法の概要と所有者不明森林への対応	5
資料3 森林の有する多面的機能と森林整備の必要性	11
資料4 検討委員会の論点の提示	17
資料5 検討委員会の論点のたたき台	21
参考1 森林管理水準に関する意見の整理結果	27
参考2 図表集	33
参考3 財産権保障に係る見解調査の結果概要	53
参考4 森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置に関する見解調査	33
議事録	なし
第2回（令和2年11月17日）	65
配布資料	65
資料1 第1回委員会の意見を踏まえた事務局整理（案）	67
資料2 第1回委員会 意見様式（植木委員長）	71
意見様式（阿部委員）	77
意見様式（野村委員）	83
意見様式（品川委員）	89
意見様式（河合委員）	93
意見様式（片山委員）	98
参考1 大雨特別警報が発表された市町村等	101
参考2 第1回委員会のご意見の整理表	101
議事録	103
第3回（令和3年1月18日）	123
配布資料	123
資料1 当面の議題	125
参考1 各論について、事前説明でいただいたコメント	131
参考2 郡上市森林整備計画	135
参考3 各種図面（郡上市、旧白鳥町周辺）	173
参考4 郡上市提供資料（令和元年度 集積計画策定箇所の地形図等）	177
議事録	179

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

出席者一覧

<委員>

日 時：令和2年8月19日 13:30～16:30	信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営研究室） 植木 達人	※委員長
会 場：東京国際フォーラム G403 会議室	日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室） 阿部 和時	
主 催：林野庁	のぞみ総合法律事務所 弁護士 野村 裕	
	しながわひさご 品川 尚子	那須法律事務所 弁護士
次 第	かわい さとし 河合 智	岐阜県 郡上市林務課 課長
1. 出席者紹介・挨拶	かたやまけんじ 片山 健二	石川県 かが森林組合 専務理事
2. 本委員会の審議事項について		
3. 審議		
4. 第2回にむけて		

<林野庁>

みのわとみお 箕輪 富男	森林利用課 課長
あたか しば 安高 志穂	森林集積推進室長
みまともや 三間知也	森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、東京国際フォーラムにおける対面開催を取りやめとし、7月29日付で書面開催に変更

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田、小川、堀内

検討委員会の進め方

令和2年8月
林野庁

検討委員会の目的・スケジュール

■ 検討委員会の目的

森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置を適切に運用できるよう、**特例措置の適用可否に係る判断基準の整備**を行う

- ① 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防備機能等の多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係について**科学的な知見を整理**
- ② **財産権の補償**を踏まえた森林経営管理制度の特例措置の運用に関する見解の整理
- ➡ 上記の整理結果をとりまとめた、特例措置を活用するための**指標・ガイドラインを提示**

■ スケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
知見や見解の整理	森林の管理水準に関する知見の整理	知見の充実化→ 措置を使うべき森林 (指標案の提示)		
	財産権保障に係る見解調査	見解を整理 → 措置を使う際の留意事項を提示		
検討委員会の開催		8月19日 第1回委員会 ・論点の提示	11月 第2回委員会 ・現場の話題提供 ・論点の絞り込み	1月 第3回委員会 ・論点整理 ・来年度に向けて

これまでの準備状況

■ 森林管理水準に関する知見の整理

- ✓ 林野庁のこれまでの検討資料
- ✓ 都道府県が整理してきた資料
- ✓ 森林総合研究所等が整理してきた資料

● ポイント

- ✓ 科学的知見を網羅することよりも、現場で広く使われている情報を優先
(成果品の最終的な使用者は市町村の担当職員)

特例措置を使うべき森林の状況を把握
(指標案の提示)

■ 財産権保障に係る見解調査

- ✓ 特例措置を使っていいケースの整理
- ✓ 管理行為の程度問題の整理
- ✓ 共有者不明と所有者不明の違いの整理

● ポイント

- ✓ 法律の専門家の幅広い意見をお伺いする
(運用するリスクを負う市町村からすれば、制度を設計した林野庁側の説明だけでは不安)

特例措置を使う際の留意事項を収集

検討委員会

■ 特例措置を使うべき森林を評価する指標の整理

- ✓ 知見整理で選定した指標案の絞り込み、専門家の見解付与

■ 実務家の見解付与

- ✓ 所有者不明森林の現状と課題
- ✓ 指標案の現場での汎用性 等

■ 特例措置を使う際の留意事項の整理

- ✓ 見解調査で収集した見解の整理、専門家の見解付与



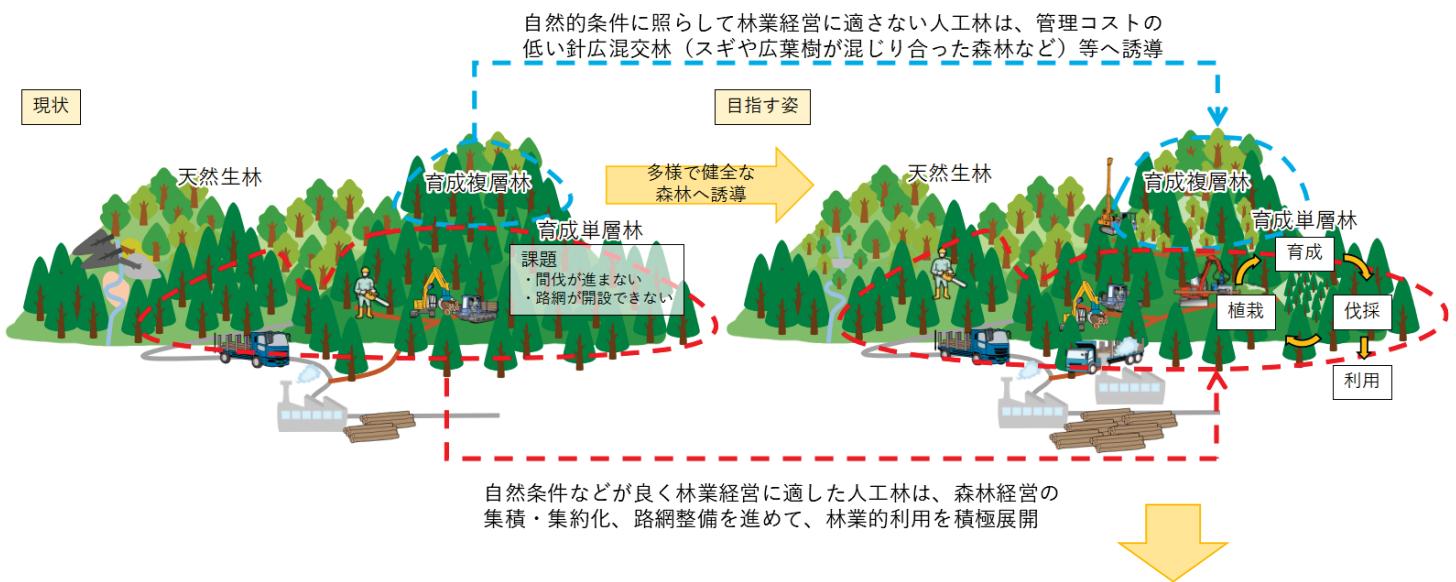
特例措置を活用するための指標・ガイドラインを提示

森林経営管理法の概要と所有者不明森林への対応

令和2年8月
林野庁

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

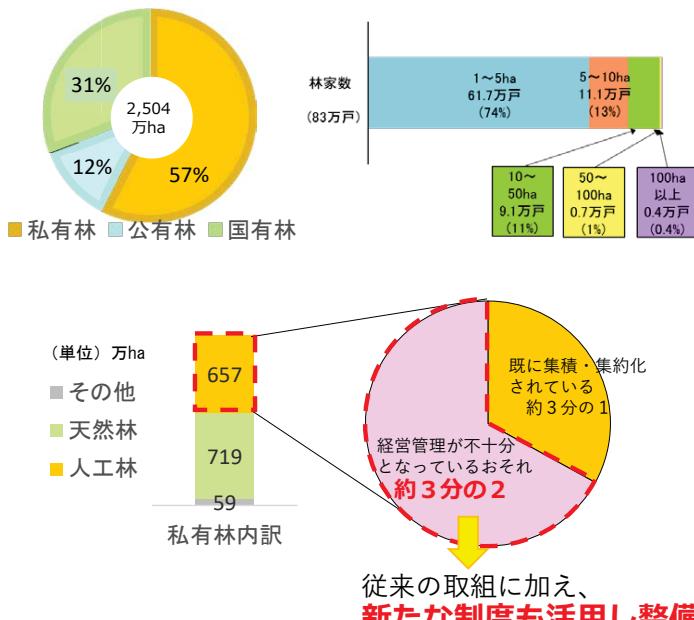
○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方



森林の所有構造、所有者不明森林の状況について

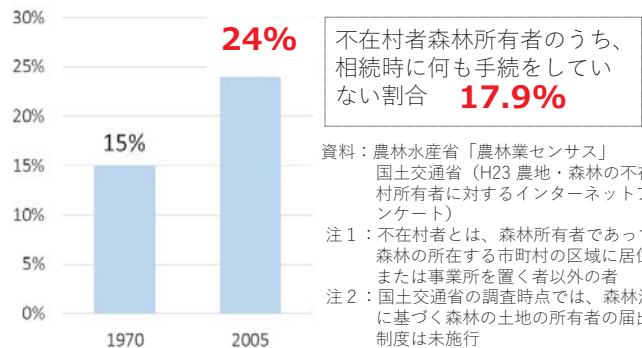
- 森林面積の約6割は私有林であり、とりわけ人工林にあっては、その約3分の2経営管理が不十分となっているおそれ
- 森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、所有者情報の把握は早急な対策が必要
- 所有者不明森林は森林の経営管理などに支障

■ 森林の所有構造と経営管理の状況



資料：林野庁「森林資源の現況（平成29年3月31日現在）」
農林水産省「農林業センサス2015」

■ 不在村者保有の森林面積の割合



■ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合

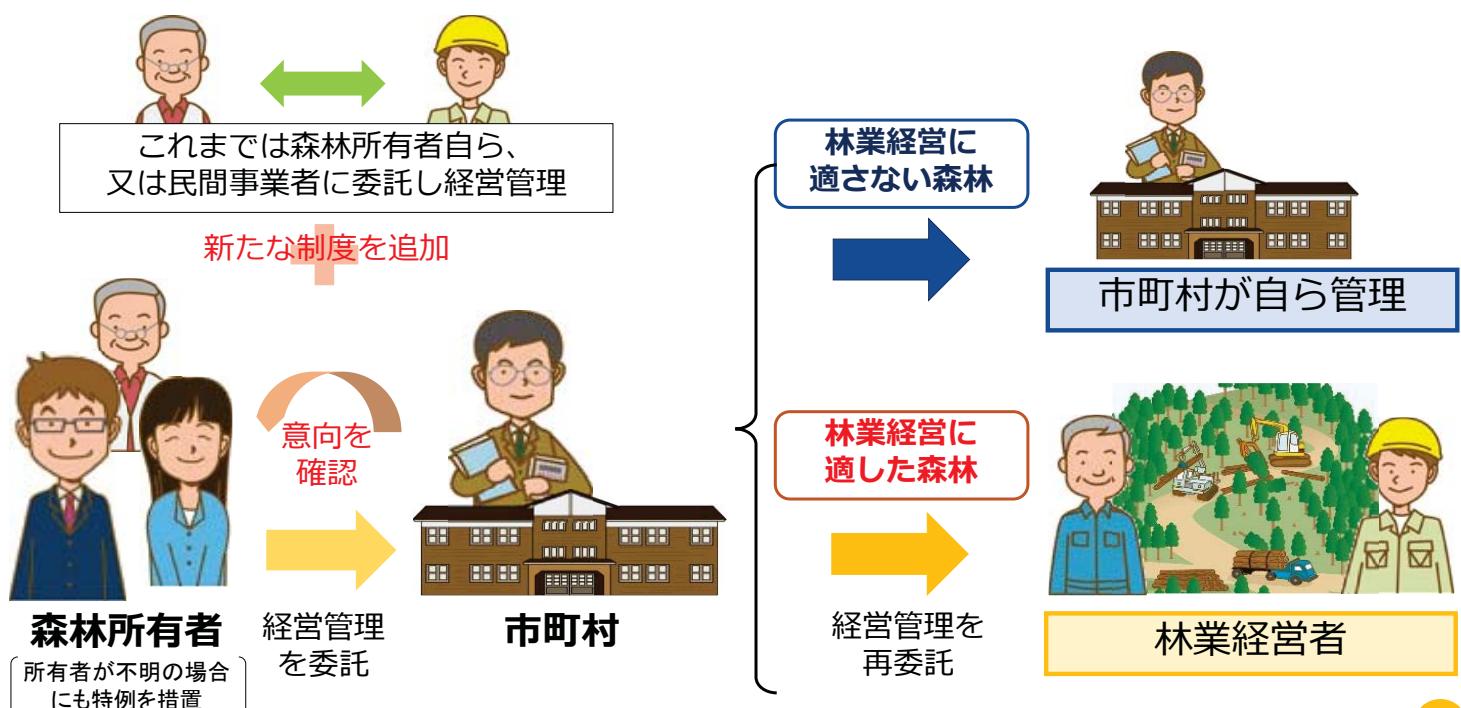
宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここで「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

2

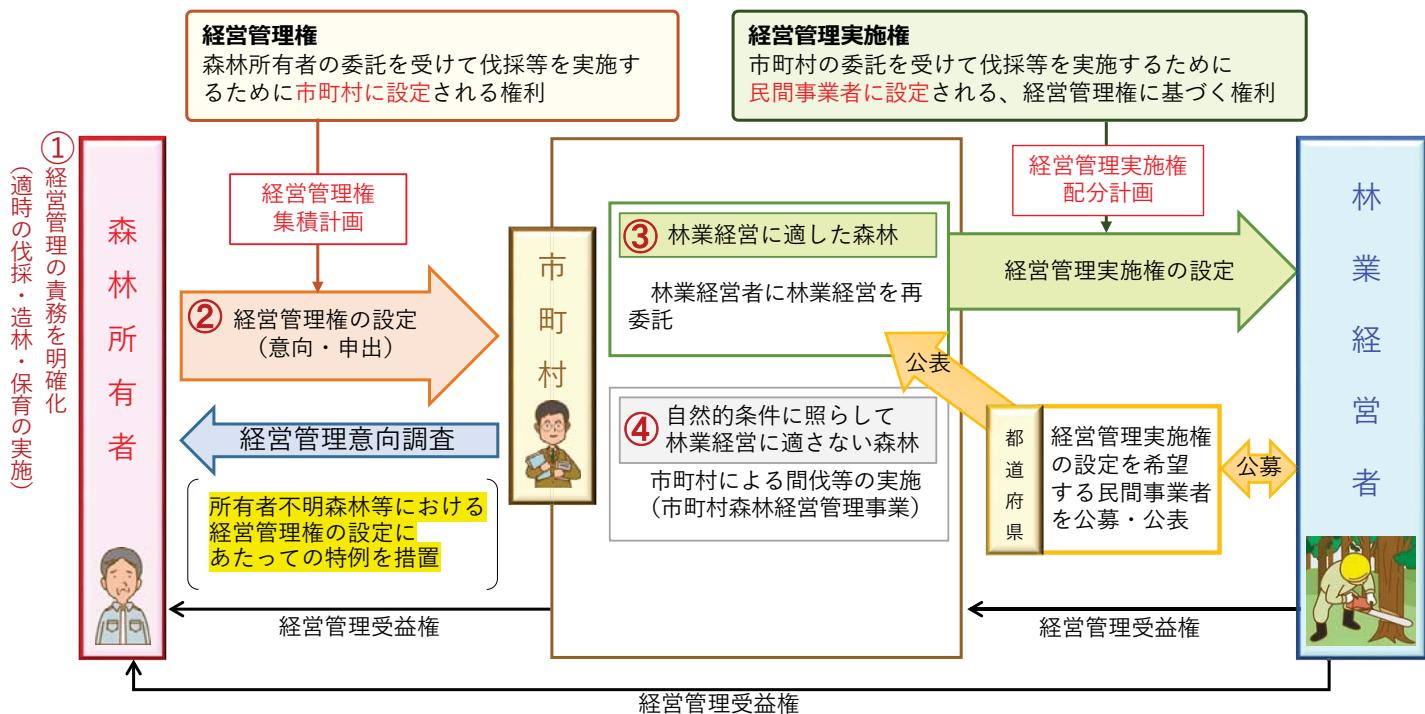
森林経営管理法のスキーム

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



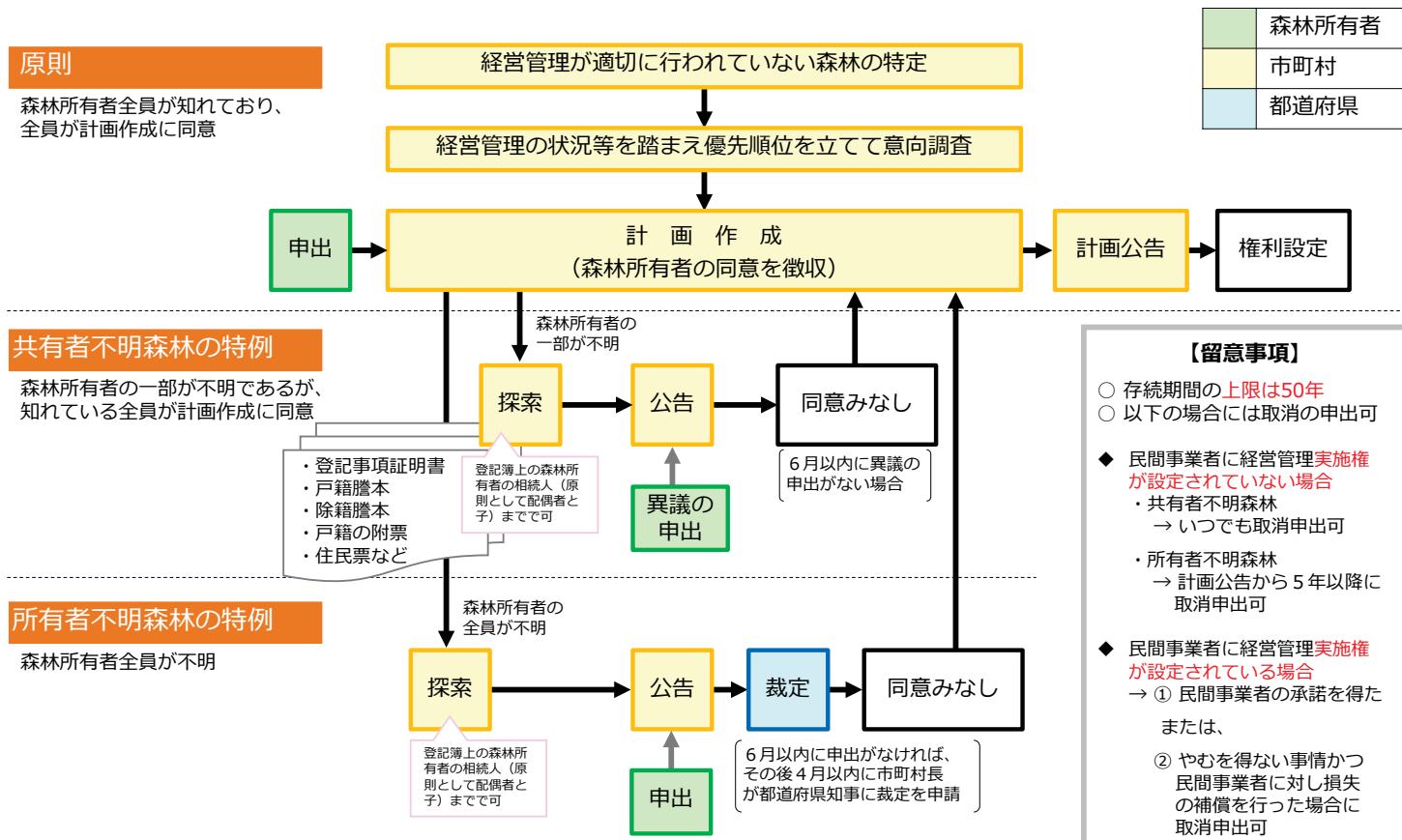
森林経営管理法の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 林業経営に適さない森林にあっては、市町村が管理を実施



4

所有者不明森林等に関する特例措置



森林經營管理法 参照条文

(目的)

第1条 この法律は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、經營管理権集積計画を定め、森林所有者から經營管理権を取得した上で、自ら經營管理を行い、又は經營管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体化的促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

(責務)

第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、經營管理を行わなければならない。
2 市町村は、その区域内に存する森林について、經營管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(經營管理権集積計画の作成)

第4条 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての經營管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の經營管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、經營管理権集積計画を定めるものとする。

2～(略)

(裁定)

第27条 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に經營管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の經營管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2～(略)

■法律の目的は大きく2つ

- ①林業の持続的発展
- ②森林の有する多面的機能の発揮

■所有者・市町村の責務

所有者に經營管理の責務を明確化した上で、市町村にも努力義務

■市町村が法律を活用する場面

市町村に經營管理を集積することが必要かつ適当と認める場合

■所有者不明森林の特例を使う場面

所有者が不明であり、現に經營管理が行われておらず、市町村に經營管理を集積することが必要かつ適当である場合

6

森林經營管理法の運用（1）

平成30年12月21日付 30林整計第713号 林野庁長官通知

第3 責務

1 森林所有者の責務

- (1) 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境保全、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有しており、自然的・社会的・経済的諸条件に応じて適時に伐採、造林及び保育を実施しなければ、国民生活に大きな影響を及ぼし得ることから、森林所有者は所有者として森林を適切に經營管理する責務があることを法第3条第1項に規定し、その旨を明確化しているところである。
- (2) 法第3条第1項の「適時に伐採、造林及び保育を実施する」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施設方法から著しく逸脱せずに伐採、造林及び保育を実施することをいうものとする。

■所有者の責務の背景

国民生活への影響も踏まえ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる必要

第4 経営管理権集積計画の作成

1 経営管理権集積計画を定める森林について

- (1) 法第4条第1項の「当該森林についての經營管理の状況」とは、森林施業の状況、周辺森林における集約化の状況、今後の經營管理についての森林所有者の意向の状況等が挙げられる。
- (2) 法第4条第1項の「当該森林の存する地域の実情その他の事情」とは、經營管理を担う民間事業者の状況、路網の整備状況、製材工場の立地状況等が挙げられる。
- (3) 法第4条第1項の「当該森林の經營管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」とは、經營管理が行われていない森林で、引き続き森林所有者が經營管理を行う見込みがない場合で、經營管理の集積を図ることにより林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる場合が挙げられる。
- (4) 「經營管理が行われていない森林」とは、当該森林又は当該森林の周辺の森林の經營管理の状況等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能の発揮のために間伐等の施設を実施すべきにもかかわらず、長期間にわたって施設が実施されていない森林のことをいうものとする。

■具体的な責務の内容

市町村森林整備計画に沿った經營管理を行うこと

■市町村に集積することが「必要かつ適当」と判断する際のポイント

- ①まず、森林所有者の意向を確認
- ②現に經營管理が行われていない
- ③引き続き、行われる見込みがない
- ④森林施業を実施する必要がある

7

森林経営管理法の運用（2）

第10 所有者不明森林

1 所有者不明森林について

(1) 法第24条の「森林所有者を確知することができないもの」は、市町村による経営管理意向調査により森林所有者が不明であることが明らかとなった森林とする。

(2) 略

2 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の内容について市町村は、所有者不明森林で経営管理権集積計画を定めるときは、当該森林の森林所有者と当該計画の内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を記載するものとする。

3 略

4 所有者不明森林に係る裁定等について

(1) 法第27条第1項の「現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」は、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱しているにもかかわらず施業が実施されておらず、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが法第24条に規定する探索により明らかである場合であって、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等が集積・集約の意向を有しているか等の事情を勘案して、市町村に経営管理権を設定することが必要かつ適当であると認める場合が挙げられる。

(2) ~略

■市町村が特例措置を講じようとする際のポイント

- ①所有者が不明であることが明らかであること
- ②法目的の達成のため、**必要最小限の内容**であること
- ③市町村森林整備計画に沿った**標準的な方法**であること

■都道府県が裁定する際のポイント

- ①市町村森林整備計画の標準的な方法から著しく逸脱していること
- ②施業が実施されていないこと
- ③所有者が不明であることが明らかであること

8

森林経営管理法の運用上の課題

平成30年12月21日付 30林整計第714号 林野庁計画課長通知

■ 所有者不明森林制度を使う場面（林野庁長官通知）

市町村森林整備計画に定められた**標準的な施業方法から著しく逸脱**しているにもかかわらず施業が実施されていないこと

■ 具体の判断材料（林野庁計画課長通知）

- ① 林分が過密状態であること（**収量比数0.85以上**、立木本数が自然枯死線以上であること）
- ② 目的樹種の林木が、草本類や目的外樹種、つる類によって著しく生育が阻害されており、成林が見込めないこと
- ③ 枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力ある森林に回復しないと見込まれること

■ 運用する市町村・都道府県の不安

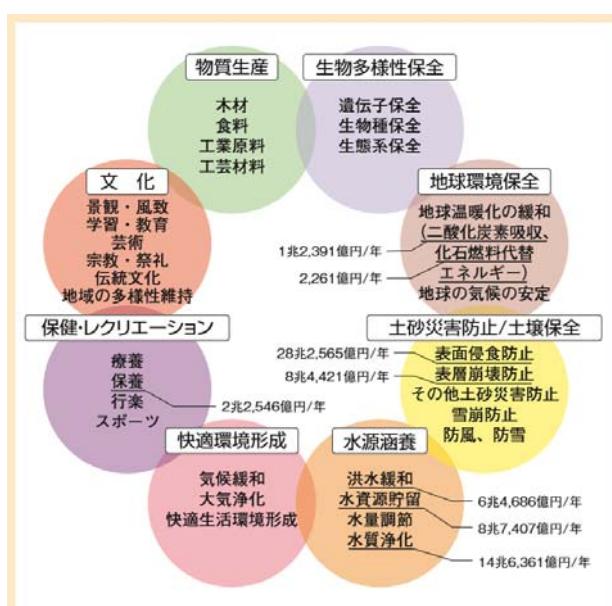
- ✓ **どのような森林**であったら、所有者不明森林制度を使っていいのか
- ✓ **どのような目的**であったら、使ってもいいのか（他人の**財産を侵害**することにはならないだろうか…）
- ✓ 使ってもいい**具体的なケース、具体的な指標**を用意してもらわないと使えないよ…

さらなる具体的な指標、活用場面、活用における留意事項等の検討

森林の有する多面的機能 と森林整備の必要性

令和2年8月
林野庁

森林の有する多面的機能



■ 森林の有する多面的機能とは

- 森林はさまざまな働きを通じて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与
- 主なものとして、水源涵養機能、山地災害防止・土壤保全機能といった公益的機能や木材等生産機能（物質生産機能）等がある

■ 水源涵養機能

- 森林の土壤がスポンジのように雨水を一時的に蓄え、徐々に河川に送り出すことにより、洪水を緩和とともに、雨水を水資源として貯留、水質を浄化

■ 山地災害防止・土壤保全機能

- 樹木の根が土砂や岩石等を固定し、土砂の崩壊を防ぐとともに、表土が下草、低木等の下層植生や落葉落枝に覆われることにより土壤の浸食や流出を防ぐ

■ 多面的機能の貨幣価値

- 評価可能なものだけでも、年間 **70兆円以上** と推計
(ただし、これらの機能はトレードオフの関係にあるものもある)

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13（2001）年11月）
注1：貨幣評価額は、機能によって評価方法が異なっている。また、評価されている機能は多面的機能全体のうち一部の機能に過ぎない。

注2：いざれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

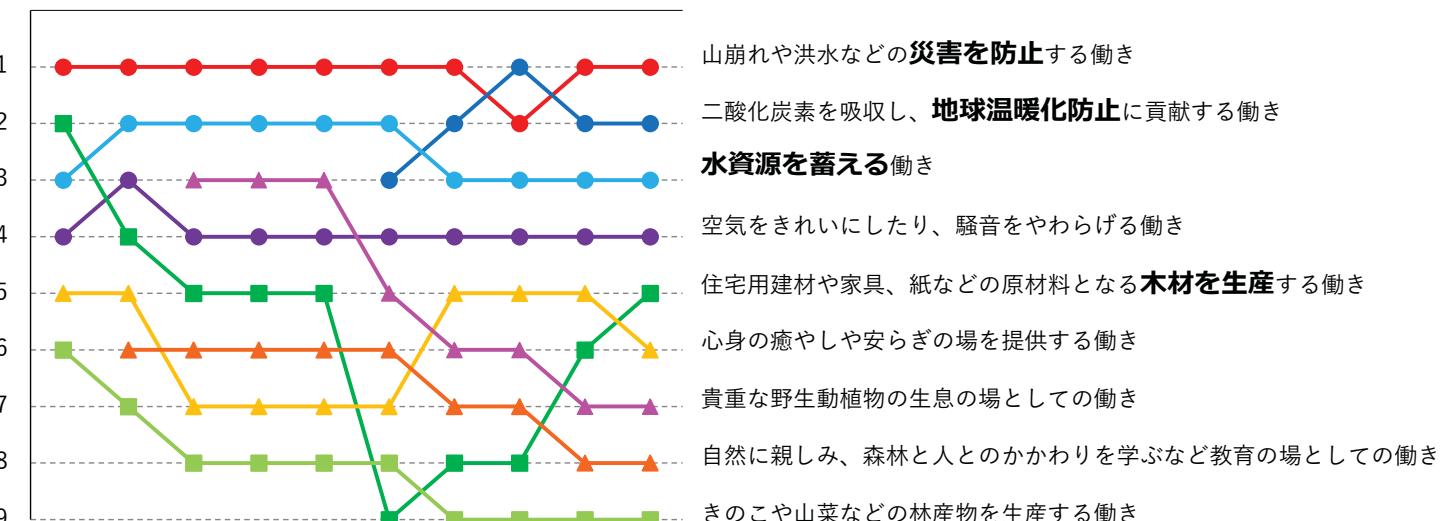
注3：物質生産機能については、物質を森林生態系から取り出す必要があり、一時にせよ環境保全機能等を損なうおそれがあることから、答申では評価されていない。

注4：貨幣評価額は、評価時の貨幣価値による表記である。

注5：国内の森林について評価している。

森林の有する多面的機能に対する期待【世論調査】

順位 S55 61 H元 5 8 11 15 19 23 R元
(1980) (86) (89) (93) (96) (99) (2003) (07) (11) (19)



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年）

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

2

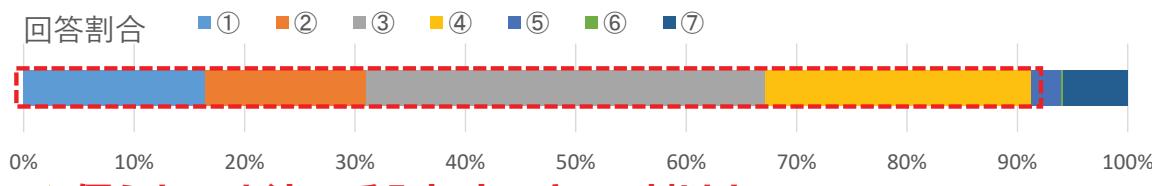
森林と生活に関する世論調査（令和元年11月）

問7 所有者不明森林の管理

あなたは、所有者を探してもなお、所有者が不明の森林について、どのように間伐などの手入れや、木材の生産、その後の植林が行われることを期待しますか。この中から1つだけお答えください。

【回答】回答者数=1,546人

- ①所有者が見つかるまで森林が荒れないように、地方公共団体が手入れを一時的に代行する 16.4%
- ②所有者が見つかるまで森林が荒れないように、地方公共団体から委託された民間事業者が手入れを一時的に代行する 14.6%
- ③所有者はいないものとして、国又は地方公共団体の土地とし、手入れ及び木材の生産、植林を継続的に行う 36.1%
- ④所有者はいないものとして、国又は地方公共団体への手続きを経て、民間事業者の土地とし、手入れ及び木材の生産、植林を継続的に行う 24.0%
- ⑤所有者が分からないのであれば、手入れ及び木材の生産は行わない 2.8%
- ⑥その他 0.2%
- ⑦わからない 5.8%



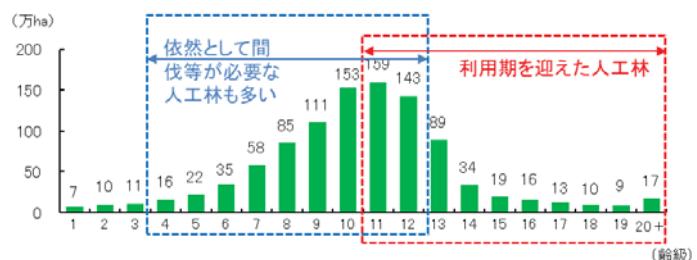
➡何らかの方法で手入れすべき 9割以上

多面的機能を発揮させるには、森林の経営管理が必要

■ 森林の経営管理のイメージ



■ 人工林の齢級別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」（平成29年3月31日現在）

注1）齢級（人工林）は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える

注2）森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象森林の面積

■ 間伐の重要性

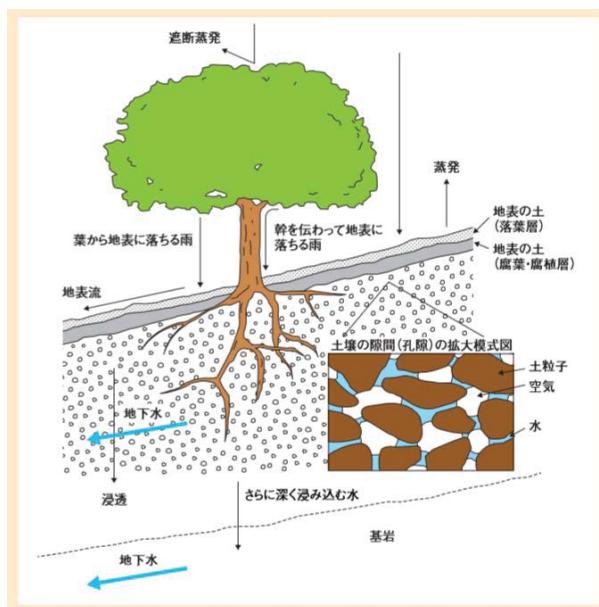
- ✓ 残存木の成長や根の発達が促進され、風雪害に強い森林に
- ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂することで、表土の流出を防ぐ
- ✓ 様々な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上
- ✓ 國際ルール上、森林吸収源として算入可能



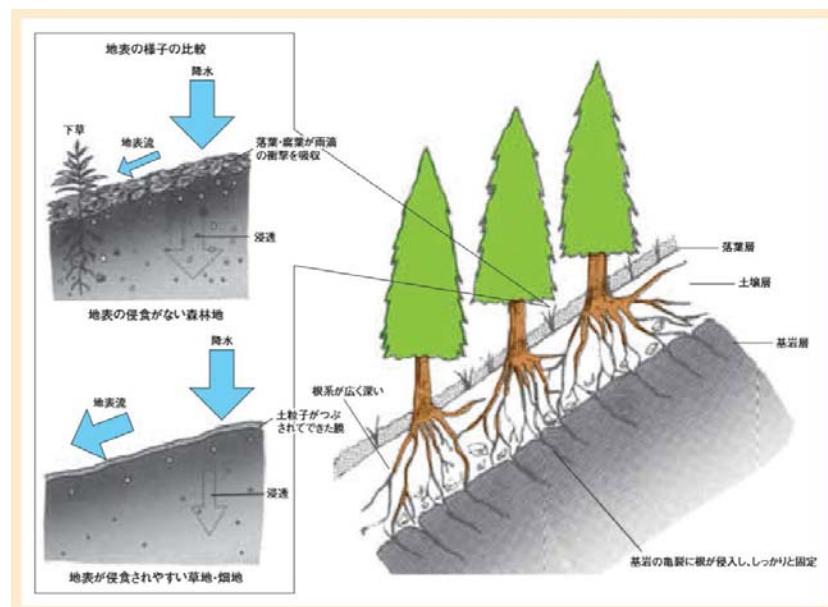
4

多面的機能の発揮の仕組み

■ 水源涵養機能



■ 山地災害防止・土壌保全機能



資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.1 水を育む森、森を育む水」を一部改変

資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.2 くらしと森林」



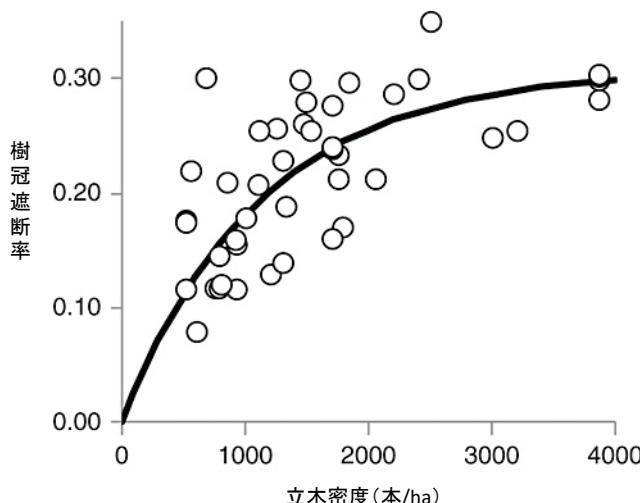
多面的機能が発揮されるためには、間伐等の手入れにより

- 立木の成長を促進し、しっかり根を張ること
- 光環境を改善し、下層植生を豊かにすること 等が必要

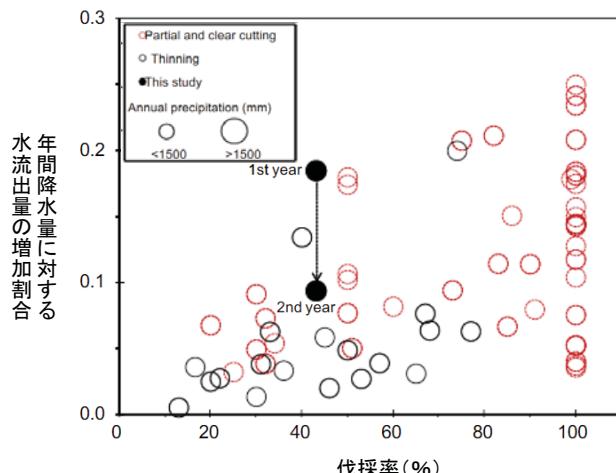
5

水源涵養機能の発揮～立木密度を管理する～

■ 立木密度と樹冠遮断率の関係*



■ 伐採率と水流出量の増加の関係**



● 森林も水を消費するため、適度な間引きが必要

- ✓ 変曲点は1,000～1,500本/haあたり ⇒ 3,000本植えであれば、間伐が2回は必要か

● 伐採率によって、水の流出量は変化

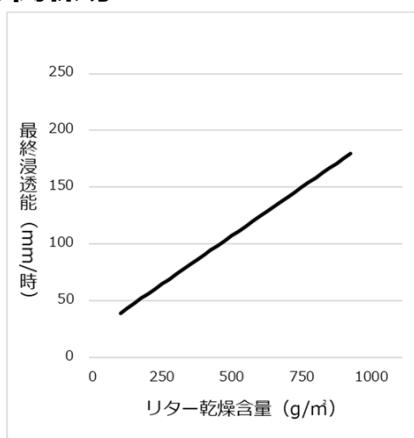
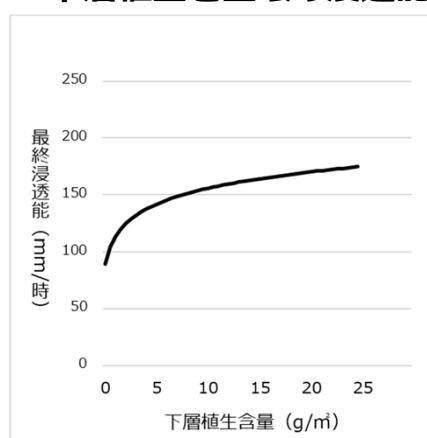
- ✓ 標準的な間伐（伐採率30%）でも、1割増しの効果
- ✓ ただし、過度な伐採は留意が必要（貯留機能の低下、その他の機能への影響等）

* Komatsu et, al. (2015) Models to predict changes in annual runoff with thinning and clearcutting of Japanese cedar and cypress plantations in Japan, Hydrological Process. 29.
** Dung et, al. (2012) Runoff responses to forest thinning at plot and catchment scales in a headwater catchment draining Japanese cypress forest, Journal of Hydrology 444–445, 51–62.

6

水源涵養機能の発揮～下層植生を豊かにする～

■ 下層植生と土壤の浸透能の関係等*



● 下層植生が発達するほど、土壤の浸透能が高い

- ✓ 間伐等により林床の光環境を改善させ、下草が育ちやすい環境を創出

● リター（落葉落枝）が多いほど、浸透能が高い

- ✓ 上層木からリターが供給され、それが林床で留まる環境を創出する

■ 目指す森林の姿



* 恩田 (2014) 人工林の放置、荒廃による水流出への影響と、間伐による効果、-「絶滅の科学 - 減災・森林・水循環 -」筑地書館、77ページをもとに作成

7

土砂災害防止・土壤保全機能の発揮～立木の成長を促進する～

■ 引き倒し抵抗モーメントにおける間伐の影響*

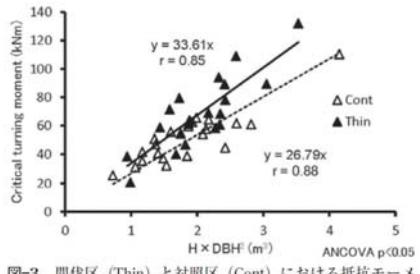


図-3 間伐区（Thin）と対照区（Cont）における抵抗モーメントと $H \times DBH^2$ の関係式。関係式は原点を通ることとした。

■ 断面抵抗力と立木間隔の関係***

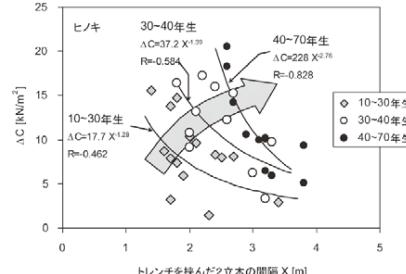


図-10 ヒノキの断面抵抗力 ΔC と立木間隔（林齢別）

■ 根系発達に与える間伐の影響**

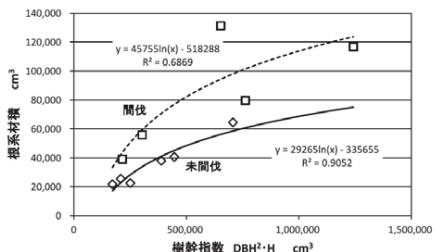


図-2 間伐林分と未間伐林分に生育している調査木の樹幹指數と根系材積の関係

● 立木を成長させると災害に強くなる

- ✓ 間伐により立木が成長し、根系が発達する
- ✓ 風害に強くなるとともに、表層崩壊の防備の効果がある

● 間伐のし過ぎは注意が必要

- ✓ 間伐により立木間隔が広くなる（立木密度が下がる）と、土壤の緊縛力が落ちる
- ✓ 林分の成長に応じた間伐が重要

* 藤堂ほか（2015）間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響、日緑工誌41(2), 308-314

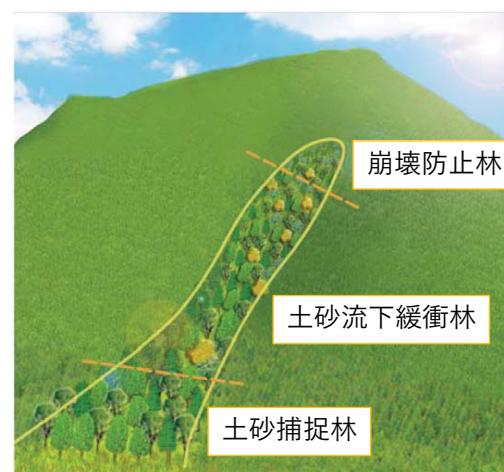
** 掛谷ほか（2016）スギ林分の間伐が根系生長と表層崩壊防止機能に与える影響、日緑工誌42(2), 299-307

***木下ほか（2013）スギ・ヒノキ林における水平根が発揮する抵抗力の検討、砂防学会誌, 65, 5, 11-20

森林の管理水準に関するこれまでの議論～森林整備の目安～

■ 土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（平成27年3月、林野庁）

指標	樹種	崩壊防止林	土砂流下緩衝林	土砂捕捉林
胸高断面積合計 (m^2/ha)	スギ ヒノキ	45 35		40 35
胸高直径 (cm)	スギ ヒノキ	22 20	23 20	25 20
立木密度 (本/ha)	スギ ヒノキ	1,200 1,200	960 1,200	770 1,100
収量比数		0.7-0.8	0.7	0.6-0.7
形状比		80 以下	80 以下	
相対幹距比		20 %程度	20 %程度	
樹冠長率		30 %以上	30 %以上	



● 野外調査で把握可能な数値から指標を提示

- ✓ 立木の樹高と胸高直径、樹冠長、立木間距離を調べることで指標と比較可能

● 森林を立地条件で3タイプに分け、整備の優先順位を提示

- ① 地力に恵まれ、施業効率も高い斜面下部で施業を実施し、土砂を捕捉する森林として管理
- ② 崩壊の発生源となる斜面上部で施業を実施し、崩壊を防止するよう管理（傾斜等の条件を踏まえ、経過観察も選択肢）

■ 流木災害対策の必要な森林を抽出する手法手引書（案）（平成28年3月、林野庁）

樹種 (P1)		立木密度 (P2)			胸高直径 (P3)	
区分	点数	本数	点数		胸高直径 (cm)	点数
			針葉樹人工林	それ以外		
A (参考樹種) ・スギ ・針・広天然生林	1.6	400－600	0.5	0.5	10－15	0.2
		600－800	0.8	0.8	15－20	0.5
B (参考樹種) ・ヒノキ ・広葉樹二次林	1.2	800－1,600	1.0	1.0	20－25	1.0
		1,600－1,800	0.7	1.0	25－30	1.9
C (参考樹種) ・マツ類	0.8	1,800－2,000	0.4	1.0	30－35	3.0
					35－40	4.4

● 山地災害防止機能の高さを関連性の高い指標から総合評価

- ✓ 各得点は、既往の研究結果を踏まえ数値化
- ✓ 総合得点Pは、P1×P2×P3から算出し、数値が高いほど機能が高いと評価

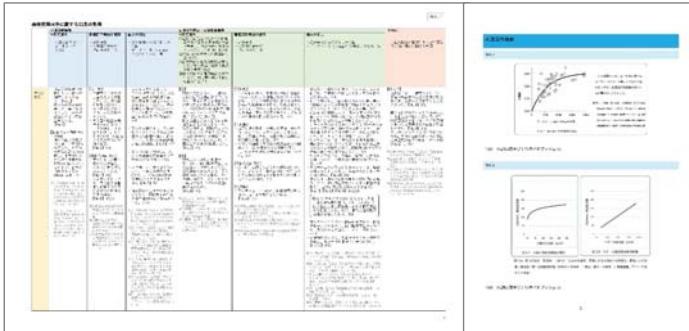
→ このような森林の管理水準に関する指標の検討などが行われてきたが、森林経営管理制度の運用をはじめ、何らかの技術指針として反映されて来ず

検討委員会の論点の提示

令和2年8月
林野庁

論点に関する基礎資料【参考資料1～4】

■ 森林管理水準に関する知見の整理（参考1,2）



■ 準備の流れ

- ✓ 森林管理水準と森林の多面的機能の関係について整理、解説した資料を整理
- ✓ 気になる点について、出典元の確認、引用論文の孫引き

■ 留意事項

- ✓ 論文データベースなどから整理した訳ではないので、情報が網羅的ではない
- ➔ 委員からの情報提供で充実化を図りたい

■ 財産権保障に係る見解調査（参考3,4）



■ 準備の流れ

- ✓ 日本弁護士連合会に調査内容の事前添削
- ✓ 日本弁護士連合会を通じて、会員に回答依頼

■ 留意事項

- ✓ 設問を限定したことから、处分性の極めて高い主伐の可否や、長期的な存続期間の設定の可否、保全対象や事業の大小の比較などについてデータを有しない
- ➔ 委員からのコメントを踏まえ議論したい

論点のたたき台【資料5】

■ 参考資料1～4を基に、事務局としての論点のたたき台を【資料5】として提示

資料5をベースに議論していくこととしたい
ポイントを次項で紹介

検討委員会の論点のたたき台

目次

1 科学的知識に係る論点

(1) 薄伐の効果

(2) 薄伐の必要性

(3) 薄伐方法

(4) その他の論点

2 財産権の制限に係る論点

(1) 管理が必要される公益的機能

(2) 個分地の相違問題

(3) リスクマネジメント

3 指標及びガイドライン（第1回）

(1) 判定すべき森林（経営管理の設定が必要かつ適当と言える森林）

(2) 経営管理の内容

1 科学的知識に係る論点

(1) 薄伐の効果

(2) 薄伐が必要な林況

(3) 薄伐はいつ実施するか

(4) 相対的立木密度

(5) 立木密度が過密となることで、如何に森林や周辺物質が減少し、水供給量が増す（1～2割増加するという意見あり）。

(6) 地表の光環境が改善され、下層植生の育成し、土壌の浸透能が増すほか、土壌の浸食が抑えられる（開拓をしなければ、土壌の浸食量が10倍になるという意見あり）。

(7) それでも、通常の開伐の効果は6～10年程度。

(8) 木本の蓄積量が減退され、根柢も劣化し、斜面崩壊や風倒などへの抵抗力、崩壊土砂の堆積力が増す。

(9) 開伐直後は一時的に崩壊防止機能の低下が想定される。

(10) 一部斜面の場合はや適度な放牧間隔を実施した場合を除けば心配は不要か。

(11) 林業による林地整理により、土壌の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ。

(12) とりわけ、作業道を設置した場合や強度開伐の際には留意。

(13) 施業方法を正しく選択しなければ、風倒などの災害リスクを伴うおそれ。

(14) 開伐直後は一時的に崩壊防止機能の低下が想定される。

(15) 一部斜面の場合はや適度な放牧間隔を実施した場合を除けば心配は不要か。

(16) 林業による林地整理により、土壌の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ。

(17) とりわけ、作業道を設置した場合や強度開伐の際には留意。

(18) 施業方法を正しく選択しなければ、風倒などの災害リスクを伴うおそれ。

(19) (参考) 対象の半引率は、立木密度比0.8を基準としているほか、森林蓄積量割合においても、複層天然林業を推進すべき森林にリーニングした場合において、当該森林の立木密度比が0.8を越えているものにつき、0.75以下に需とすように指導を計画しなければならないこととされている。

(20) 林分を適度に整備するに当たまらない森林が多々ある中で、葉の指針に相対的立木密度比が掲載されていない（なぜなぜ）。

【論点1】対象とすべき森林

- 森林経営管理法の特例措置を運用する場合にあって、特に森林管理が必要なケース、優先的に行うべき森林の現況について、どのように考えるか。

■ 知見整理を踏まえた論点

- ① 立木密度が過密となっている森林は早急に間伐を実施する
- ✓ 過密状態をどのように評価するか（特例措置を講ずるにあたり、最適な数値指標は何か）
 - ✓ 通常使われている収量比数 ≥ 0.8 、相対幹距比 ≤ 14 はどうか
 - ✓ 樹冠長率（ $\leq 30\%$ ）や形状比（ ≥ 80 ）を指標にできないか
- ② 目視情報による判断基準を設ける
- ✓ 下層植生の消失、表土流出の跡などは指標にできないか
- ③ 立地条件や樹種に関する留意事項を設ける
- ✓ ヒノキ林を優先すべきか
 - ✓ 傾斜や土質で留意すべき基準はないか

■ 見解調査を踏まえた論点

- ① 山地災害防止や水源涵養のための管理を優先する
- ✓ 保全対象の種類（宅地・農地）、範囲（森林に隣接・近傍）、程度（資産価値の大小）などを考慮するか
 - ✓ 事業が起こる蓋然性をどのように評価するか、蓋然性により見解が異なるか
 - ✓ 上記のケース以外での活用は考えられるか
- ② 財産権の制限は最小限とする
- ✓ 切捨て間伐を基本としつつも、例外的に搬出間伐を可能とする場合がないか
 - ✓ 経営管理の目的や伐採の程度を決定する上で、不明共有者の持分割合をどの程度考慮するか

【論点2】森林管理の内容

- 森林経営管理法の特例措置により森林管理を行うこととした場合において、取り得る管理の選択肢が複数ある場合、どのような管理方法を選択すべきか。

■ 知見整理を踏まえた論点

- ① 定性間伐、下層間伐を原則とする
 - ✓ 劣勢木を伐採し、優勢木を育成する
 - ✓ コスト負担を減らすため、列状間伐を導入できないか（列状間伐でもよい場合はないか）
 - ✓ コスト回収のため、優勢木を伐採することは許容されるか
- ② 間伐率、間伐回数は柔軟に選択する
 - ✓ 目標林型として具体的な数字目標を置けないか（胸高直径 $\geq 24\text{cm}$ 、立木密度1,000本/haなど）
 - ✓ 強度間伐、弱度間伐の繰り返しも選択肢にできないか
- ③ 路網の新設は慎重にする
 - ✓ 地域一体管理のために限定する
 - ✓ 使用後の後処理をする

■ 見解調査を踏まえた論点

- ① 搬出間伐により、管理費用を捻出することも可能とする
 - ✓ 搬出間伐を可能とするケースをどのように考えるか
 - ✓ 管理費用を捻出するため、収益を増やすべく優勢木の伐採も認められるか
 - ✓ 管理費用を抑えるため、列状間伐とすることは認められるか
- ② 必要に応じて処分性の高い行為を認める
 - ✓ 管理のためとはいえ、処分性が高いと認められる強度間伐は認められるか
 - ✓ 間伐をくり返すために、長期間の存続期間を設定することは認められるか

5

【論点3】その他（追加検討事項）

- 特例措置が措置されているとは言え、所有者不明、共有者不明の森林について、**森林経営管理法で対処しない方がいい事案**はないか。

① 間伐を実施すること自体にリスクを伴う場合

例) 樹冠長率が著しく低く（ $\leq 20\%$ ）、間伐を実施することで風倒リスクが高まる

② 間伐を実施しても、森林の機能の回復・発揮が見込まれない場合

例) 急傾斜地にあり、立木密度をコントロールしたところで、土砂災害リスクを回避できない

注) このような場合において、市町村が特例措置を講じなかったことについて、責任は言及されないという理解でよいか。

- 主伐（皆伐）の実施可否について、どのように考えるか（可能な場合がないか）。

① 森林の**公益的機能の発揮**のため、主伐（皆伐）を実施し、再造林する場合

例) 森林の荒廃が著しく進んでおり、植え替えることが将来的にも最善

② 周辺と一体となって主伐（皆伐）を実施することで、**最大限の利益が実現**される場合

例) 周辺で皆伐が実施される見込みであり、浮島のように立木が取り残される

検討委員会の論点のたたき台

目次

1 森林管理水準に係る知見	2
(1) 間伐の効果	2
① プラスの効果	2
・立木本数が減少することで、樹冠遮断量や蒸発散量が減少し、水供給量が増す（1～2割増加するという知見あり）	
・林床の光環境が改善され、下層植生の発達し、土壤の浸透量が増す（ほか、土壤の浸食が抑えられる（間伐をしなければ、土壤の浸食量が10倍になるという知見あり）→間伐による光環境の改善効果は、通常5～10年程度	
・立木の直径成長が促進され、根系も発達し、斜面崩壊や風倒などへの抵抗力、崩壊土砂の捕捉力が増す	
②マイナスの効果	4
・間伐直後は一時的に崩壊防止機能の低下が起かる	
→ 若齢林の場合や過度な強度間伐を実施した場合を除けば心配は不要か	
・施業による林地搅乱により、土壤の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ	
→ とりわけ、作業道を設置した場合や強度間伐の際に顕著	
・施業方法を正しく選択しなければ、風倒などの気象害リスクを伴うおそれ	
(2) 間伐が必要な林況	5
① 樹種による違い、	5
② 主伐（皆伐）の取扱い、	5
③ 間伐では対応し難い場合	5
2 財産権保障に係る見解	6
(1) 発揮が求められる公益的機能	6
(2) 処分性の程度問題	6
3 指標及びガイドライン（案）	8
(1) 対象とすべき森林（経営管理権の設定が必要かつ適当と言える森林）	8
(2) 森林管理の内容	9

資料5

1 森林管理水準に係る知見

(1) 目次

(1) 間伐の効果	2
① プラスの効果	2
・立木本数が減少することで、樹冠遮断量や蒸発散量が減少し、水供給量が増す（1～2割増加するという知見あり）	
・林床の光環境が改善され、下層植生の発達し、土壤の浸透量が増す（ほか、土壤の浸食が抑えられる（間伐をしなければ、土壤の浸食量が10倍になるという知見あり）→間伐による光環境の改善効果は、通常5～10年程度	
・立木の直径成長が促進され、根系も発達し、斜面崩壊や風倒などへの抵抗力、崩壊土砂の捕捉力が増す	
②マイナスの効果	4
・間伐直後は一時的に崩壊防止機能の低下が起かる	
→ 若齢林の場合や過度な強度間伐を実施した場合を除けば心配は不要か	
・施業による林地搅乱により、土壤の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ	
→ とりわけ、作業道を設置した場合や強度間伐の際に顕著	
・施業方法を正しく選択しなければ、風倒などの気象害リスクを伴うおそれ	
(2) 間伐が必要な林況	5
① 樹種による違い、	5
② 主伐（皆伐）の取扱い、	5
③ 間伐では対応し難い場合	5
2 財産権保障に係る見解	6
(1) 発揮が求められる公益的機能	6
(2) 処分性の程度問題	6
3 指標及びガイドライン（案）	8
(1) 対象とすべき森林（経営管理権の設定が必要かつ適当と言える森林）	8
(2) 森林管理の内容	9

(知見の充実)
高齢級林分の場合や、下層間伐以外を実施するなど、林分密度管理図が当てはまらない森林が多くある中で、相対幹距比などの収量比数以外の指標も採用できないか検討したい。

(3) 間伐方法

① 間伐率はどのように考えるか

【水源涵養】

- ・通常の間伐率では、5~10年程度で林冠が閉鎖し、下層植生の維持には不向き
- ・強度間伐は下層植生の回復・維持という点でメリットあり
- ・間伐率の目安として、35%以上や40%以上、収量比数を0.65以下とする、相対度を20%以上とすることが良いという知見あり

【山地災害防止・土壤保全】

- ・山地崩壊防止機能にあっては、直栓成長が重要であることから、胸高直径や胸高断面積合計を指標とすることが望ましい
- ・下層木を強度間伐し、上層木の直栓成長を促進することが望ましい
- ・强度間伐は残存木からの根系再生が後れるため望ましくない（强度間伐にリスクを伴う場合（林分）は、弱度の間伐をくり返すほうがよい）
- ・ただし、强度間伐は直栓成長を促進し、形狀比を向上させたり、崩壊土砂の捕捉力を高めるなどの効果も期待できる（下層間伐であれば伐採率を高めてもよい）
- ・立木密度を1,000~1,200本/ha程度仕立てを目標林型として適時に間伐を実施することが望ましい（その際、相対幹距比（例えば20程度）を目安とすることが良い）、形狀比は80以下とすること、樹冠長率は40%以上とすること、収量比数0.6~0.7とすることが望ましい

【共通】

- ・過密林で强度間伐を実施すると、風倒リスクが高い、
- ・収量比数0.8以上で風倒被害に遭いやすい、
- ・南向き斜面や20年生以下の森林、形狀比80以上、樹冠長率50%以下などでは强度間伐は避けた方がよい

(知見の充実)

- ・水源涵養機能の発揮を求めて强度間伐を実施し、林床の光環境を改善させることと、山地災害防止機能の発揮を求めて弱度間伐に留め、根系のネットワークを維持することのように、求める機能によっては施業の選択が異なる可能性がある中で、林況に応じて、間伐率の考え方を検討したい。
- ・强度間伐にも弱度間伐のくり返しにも、それぞれの善し悪しがあり、財産権保障の観点が優先するなどの考え方も検討したい。

② 伐採対象木をどのように考えるか

- ・劣勢木を伐採（下層間伐）し、優勢木（上層木）の成長を促進する方が望ましい、一定性間伐が基本と考えられる（下記③に続く）
- ・樹冠長率が低い（例えば20%以下の）立木は残さない方がいい、傾斜木や根の浮き出しがある立木を優先的に伐採した方がいい

③ 列状間伐、群状伐採の実施をどのように考えるか

- ・列状間伐と定性間伐では、間伐跡（伐採箇所）の土砂移動量に差はない、列状間伐は弱部が連続するため、崩壊防止機能の低下に注意が必要（伐採率や列幅に留意）
- ・立木の形質や配置が均等（若齡林で1度実施する程度）であれば、列状間伐でも良い
- ・群状伐採は通常の間伐よりも下層植生の回復が見込まれる
- ・强度間伐を実施するリスクを考え、弱度の間伐をくり返すことが望ましいが、それができない場合は、群状伐採を採用するという選択肢もあり得る

(知見の充実)

- ・多面的機能の最大発揮を考え、定性間伐・下層間伐を基本とするべきとも考えられるが、その上で、コスト低減の観点での列状間伐の実施や、コスト回収の観点で上層間伐の実施可否について検討したい（とりわけ上層間伐にあつては、財産権保障の観点も留意が必要）。

④ 撤出間伐（作業道の作設）をどのように考えるか

- ・作業道の設置や、林業機械の林内走行は、林地攪乱の程度が大きく、土壤の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ
- ・渓流沿い、水がわき出しているところでは作業道を設置しない

- ・使用後は埋め戻すなどの後処理を実施することが望ましい
- ・切土高が高くなるような林地傾斜（例えば、30度以上）では作設しない

（知見の充実）

- ・見解調査を踏まえ、公益的機能の発揮を第一目的とした上で、①搬出間伐は管理費用の捻出が認められるケースに限定することや、②作業道の作設は地域一体の管理のために必要な範囲に限ることなど、搬出間伐や作業道作設が許容されるケースを整理したい。

（4）その他の知見

①樹齢による違い

- ・ヒノキ林は、下層植生が一度消失してしまうと回復が見込めない（下層植生の被覆度が低下する前に間伐を実施する必要がある）
- ・ヒノキ林の土砂移動量はスギ林より多い（例えば、4倍）
- ・ヒノキ林の土砂崩壊防止機能はスギ林より低い（根系の発達様式の違いもある）

②主伐（皆伐）の取り扱い

- ・間伐に比べ、水流出量の増加の効果が大きい
- だからといって皆伐の選択を迫られるような水不足は想定されないのではないか
- ・皆伐後は林地擾乱の影響が大きく、土壤の浸透能が低下（植栽しても下刈りとかの保育の影響もゼロではない）
- ・植栽しても皆伐後20年は斜面崩壊のリスクあり（伐採後5～7年でリスクが最大）

③間伐では対応し難い場合

- ・樹冠長率が著しく低い（例えば20%以下の）場合は、間伐をすることで、風倒のリスクあるばかりか、間伐後の成長回復も見込めない
- ・下層植生が消失した後に間伐をしても下層植生の回復が見込めない
- ・35度を超える急傾斜地ではどれだけ慎重に森林施業を実施しても、災害リスクをゼロにはできない
- ・表層崩壊の発生にあっては、間伐等の施業履歴の有無よりも、雨量や地形要因などの影響が大きい

- ・シカの食害の影響が大きい場合は、間伐をしても下層植生が回復しない
- ・傾斜や土質など、立木以外を指標とするることはできないか（知見整理では、主に立木を対象とした情報を探して整理したため、情報が不足しているところ）

（その他の論点）

- ・間伐を実施することにリスクを伴う場合や、間伐を実施してもその効果が現れないような場合は、財産権保護の観点とのバランスで、森林経営管理制度の特例措置で対応しないという選択肢も整理できないか検討したい。
 - ・主伐（皆伐）は実施しないことを原則としつつ、例外的に認められるケースがないか検討したい。
- ※この件については、追加の論点であり、議論の進行によって、後年度の検討事項としてことも考えている。

2 財産権保障に係る見解

（1）発揮が求められる公益的機能

- ・山地災害を防止する目的（＝山地災害防止・土壤保全機能）や洪水・渇水を防止する目的（＝水源涵養機能）の発揮を目的とした場合であれば、多くのケースにおいて間伐を実施することが許容される
- ・森林の経営管理（作業道の作設や間伐）自体が目的であった場合も、伐採を実施することが許容されるが、下記（2）に特に留意が必要
- ・快適な生活環境の維持（＝快適環境形成機能）や山村振興・観光（レクリエーション機能）が主目的である場合は、実施できるケースが限定的である

（2）処分性の程度問題

①伐採の範囲

- ・管理に必要な最小限の伐採として、切捨て間伐は最もハードルの低い選択肢（見解調査において、切捨て間伐 자체が否定されたことは無かった）

- ・管理に必要な経費を捻出するため、最大限の伐採としての搬出間伐も許容されるケースが一定程度あつた（見解調査において、間伐の目的に公益性がある場合、確知されている持分割合が多い場合に許容されるケースが多かった）
- ・皆伐が許容されるか

→見解調査で事前に傾向を把握していない事項

②存続期間の最短

- ・間伐をくり返し実施するためなど、長期間の存続期間は許容されるか
 - 見解調査で事前に傾向を把握していない事項
 - 長期的な期間を有する権利を設定することは専分性が高いとされる
- （参考）森林經營管理法において、特例を講じた場合にあっては、存続期間の上限を 50 年としているところ。

③持分割合の考慮

- ・見解調査の結果、共有着不明の場合であっても、持分の過半が判明している場合にあっては、ほぼ全てのケースにおいて、間伐が可能であるとされ、搬出間伐の可否についても、最も肯定的であった
- ・持分の過半が判明しない場合であっても、公益性の高い目的の場合は、間伐が可能であるとされ、持分の過半が判明する場合に及ばないが、搬出間伐も可能とする見解がみられた
- ・持分の全部が判明しない（所有者不明の）場合は、災害が起きる蓋然性が高い場合であれば、間伐を実施することに否定的な見解は無かつたが、蓋然性が低い場合は、公益性の高い目的であるとは言えども、慎重になるべきとの見解もみられた
- ・公益性の度合いが低くなると、持分の過半が判明していても、間伐は最低限のものに留めるべきとの見解が増え、持分が過半を下回ると間伐に否定的な見解が現れた

②リスクをどこまで想定するか

- ・見解調査の結果、災害が起きた蓋然性により、許容される伐採の程度に違いがある
 - ・また、蓋然性が低い場合には、特例活用の可否について判断できないという見解も得られた

→見解調査では、例年起こり得るものと 100 年に一度の事案を例示したが、このよ
うな極論に限らず、どの程度の頻度で起こり得るものについて予防すべきと考えるか
(受忍させることができると考えられるか)

- ・災害が起きる蓋然性をどのように判断するか（科学的知見の整理で得たような指標を
例として、指標を設けられないか）
- ・災害がいつ起こるか分からないものであり、災害の蓋然性に限らず、経営管理を行う
必要性が高いとの見解もある中、経営管理され放置されている期間も基準として考
えることもできないか

3 指標及びガイドライン（案）

（1）対象とすべき森林（経営管理権の設定が必要かつ適当と言える森林）

- 森林經營管理法の特例措置を運用する場合にあって、特に森林管理が必要なケース、
優先的に使うべき森林の現況について、どのように考えるか整理する。

<記載例>

- ・林冠がうつ閉じ、立木の本数密度が過密な状態となつた森林
- ・とりわけ、ヒノキ林や間伐が一度も実施されず過密状態となつた森林を優先
- ・収量比数 0.8 以上、相対幹距比 14 以下
- ・目視情報として、下層植生が消失している、表土の流出した跡が見られる森林
- ・傾斜 30 度以上かつ周囲に保全対象がある森林にも留意

【論点】

- ※1 災害が起くる蓋然性と指標の因果関係について検討し、数値指標を調整する
- ※2 樹冠長率 $\geq 30\%$ 、形状比 ≥ 80 など、収量比数や相対幹距比とは違ひ、調査結果から直接的に分かる数値指標も設けられないか検討する
- ※3 数値指標だけではなく、下層植生の消失など、目視で判定できる定性的な指標の導入についても検討する
- ※4 傾斜や地質、樹種などの立木以外の指標（ただし、簡単なもの）の導入についても検討する
- ※5 財産権保障の観点から優先的に行うべき森林を調整することが必要か検討する

（3）リスクマネジメント

①リスクをどこまで回避するか

- ・山地災害等の防止を目的とする場合にあっても、保全対象の種類（宅地・農地等）、範囲（隣地・近傍）、程度（資産価値の大小等）によって、判断基準が異なるか
- 見解調査で事前に傾向を把握していない事項

(2) 森林管理の内容

森林経営管理法の特例措置により森林管理を行うこととした場合において、取り得る
管理の選択肢が複数ある場合、どのような管理方法を選択すべきか整理する。

<記載例>

①間伐対象木、間伐量の決定

・間伐を実施するにあたっては、目標林型を定め、管理内容の水準を設定した上で、気象害のリスク等も考慮し、間伐対象木、間伐量を決定する。
・劣勢木を対象とした定性間伐・下層間伐を基本とするが、気象害のリスクが低いと考えられる場合、立木の形質・配置に差がない若齢林にあっては、列状間伐も可とする。

・目標林型については1,000~1,200本/ha、胸高直径24cm以上、形状比80未満、樹冠長率40%以上など、具体的な考え方を明らかにする。
・一度の間伐では、収量比数0.6~0.7（または、相対幹距比20）を目安に密度を調整する。間伐率が高くなり、リスクを伴う場合は、弱度の間伐を複数回実施することを検討する（ただし、存続期間は、管理の目標を達成するまでの最小限の期間とする）

【論点】

- ※1 間伐量（間伐率）の目安については、検討委員会の議論を踏まえ調整する
※2 「最小限の期間」について、確知されている持分割合も踏まえつつ、具体的の数值基準を設けるか検討する（権利の性質は異なるが、民法第602条（短期賃借）の10年は参考となるか）

②間伐木の搬出

・切捨て間伐を基本とするが、その後の管理作業に支障になる場合や急峻地において伐採木の転落等により被害を生じさせる危険にあっては間伐した木材を搬出することも可能とする。
・なお、確知されている共有者の持分割合が高く、合意が得られている場合（、又は予防すべき災害のリスクが高い場合）にあっては、搬出間伐により管理費用（の一部）を捻出することも可能とする。
・ただし、森林の現況を踏まえ、搬出間伐を行うことが合理的であることや、市町村の予算事情を考慮し、森林所有者に費用を負担させることに合理性がある場合に限ることとする。

【論点】

- ※3 搬出間伐を可能とすべきか、可能とした時には、どのようなケースを考える
カ。さらに、収入を増やすべく優勢木の伐採も認められるのか
※4 「持分割合が高い」について、過半数とするなど基準を明確化すべきか、判断に委ねるべきか検討する
※5 「災害のリスクが高い」について、検討委員会の議論を踏まえ、基準を明確化できるか検討する

- ※6 「搬出間伐を行うことが合理的」とは、立木サイズが大きく、林内に残置する

ことが不適切である場合や、林道や既存の生産基盤に接しており、搬出間伐を選択する上で、通常想定される経費より掛かり増しになることが想定されない場合を想定している

- ※7 「予算事情を考慮」とは、当該森林の間伐以外で行うべき事業への予算配分などを踏まえることを想定している

③路網の作設

【論点】

- ・森林の管理に必要な路網を新たに設置することも認めるが、公益的機能の発揮のため、地域一体の管理のために必要な範囲に限るものとし、必要に応じて使用後は埋め戻す、排水処理をするなどの措置を講じる

森林管理水準に関する知見の整理結果

その他						
論文の知見			論文の知見			
水源涵養機能	林野資源科	都道府県等提供資料	都道府県等提供資料	都道府県等提供資料	都道府県等提供資料	
水源涵養機能	水源の森林づくりガイドブック(H30)	・都道府県 ・森林総合研究所 ・県研究機関等 ・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	
間伐効果	樹冠遮断蒸発や蒸散による水が減る。[No.1] 林内の光環境を改善して下草が育つようになり、雨露が水浸透しやすくなる森林土壤を守る。[No.2]	【秋田県】 ・間伐ではなく水流量が増加しないのが、灌漑設備が認められると、その効果が大きい。 【福井県佐野市唐津山の例】 ・本年では、本数50%の間伐で、年間の蒸散量が約170mm減少する。[No.3] 【森林総合研究所】 ・間伐により表層土壌の水分が増え、川河川の浸透量も増え、それが原因で、森林が消費する水量が50mm減少した。[No.4]	【岐阜県】 ・ヒノキ人工林における間伐は、年間の蒸散量が4割削減され、3割台へ減少し、林床蒸散の割合が12.7%から31.4%へ増加した。蒸散量全体は年間20.4%減少。[No.1] [No.2] ・胸高直径は大きくなるほど削除効力も大どく、間伐を2回行った分体(20年生と30年生)で、間伐の割合方が、斜面を行った分林の方が多い。[No.3] [No.4]	・間伐後も下層植生が発達しないため、ヒノキが必要がある。[No.1] ・ヒノキ林の場合は、樹種子がわざわざしくなく、近くの母樹がない場合でも、供給量が少なくて、供給される。これで表土とともに流れれるおそれがある。これはおはす効果等による。[No.2] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径の成長度の低下や枯れ上がりの成長度の低下に対しても、ヒノキ人工林は間伐後にも10%未満と低かった。土砂流出量はスギ人工林で減少が程度に推移したが、ヒノキ人工林では、間伐後5年間は崩壊防止機能が一時的に低下するが、間伐後30年では間伐を運営の森林の成長度となる。[No.4]	・間伐後も下層植生が発達しないため、ヒノキが必要がある。[No.1] ・ヒノキの表層土壌の間伐では、樹種子がわざわざしくなく、近くの母樹がない場合でも、供給量が少なくて、供給される。これで表土とともに流れれるおそれがある。[No.2] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径の成長度の低下や枯れ上がりの成長度の低下に対しても、ヒノキ人工林は間伐後にも10%未満と低かった。土砂流出量はスギ人工林で減少が程度に推移したが、ヒノキ人工林では、間伐後5年間は崩壊防止機能が一時的に低下するが、間伐後30年では間伐を運営の森林の成長度となる。[No.4]	
間伐効果	樹冠遮断蒸発や蒸散による水が減る。[No.1] 林内の光環境を改善して下草が育つようになり、雨露が水浸透しやすくなる森林土壤を守る。[No.2]	【秋田県】 ・間伐ではなく水流量が増加しないのが、灌漑設備が認められると、その効果が大きい。 【福井県佐野市唐津山の例】 ・本年では、本数50%の間伐で、年間の蒸散量が約170mm減少する。[No.3] 【森林総合研究所】 ・間伐により表層土壌の水分が増え、川河川の浸透量も増え、それが原因で、森林が消費する水量が50mm減少した。[No.4]	【岐阜県】 ・ヒノキ林の場合、下層植生が既に衰退している場合では、樹種子がわざわざしくなく、近くの母樹がない場合でも、供給量が少なくて、供給される。これで表土とともに流れれるおそれがある。[No.1] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径の成長度の低下や枯れ上がりの成長度の低下に対しても、ヒノキ人工林は間伐後にも10%未満と低かった。土砂流出量はスギ人工林で減少が程度に推移したが、ヒノキ人工林では、間伐後5年間は崩壊防止機能が一時的に低下するが、間伐後30年では間伐を運営の森林の成長度となる。[No.4]	・間伐後も下層植生が発達しないため、ヒノキが必要がある。[No.1] ・ヒノキの表層土壌の間伐では、樹種子がわざわざしくなく、近くの母樹がない場合でも、供給量が少なくて、供給される。これで表土とともに流れれるおそれがある。[No.2] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径の成長度の低下や枯れ上がりの成長度の低下に対しても、ヒノキ人工林は間伐後にも10%未満と低かった。土砂流出量はスギ人工林で減少が程度に推移したが、ヒノキ人工林では、間伐後5年間は崩壊防止機能が一時的に低下するが、間伐後30年では間伐を運営の森林の成長度となる。[No.4]	・間伐後も下層植生が発達しないため、ヒノキが必要がある。[No.1] ・ヒノキの表層土壌の間伐では、樹種子がわざわざしくなく、近くの母樹がない場合でも、供給量が少なくて、供給される。これで表土とともに流れれるおそれがある。[No.2] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径の成長度の低下や枯れ上がりの成長度の低下に対しても、ヒノキ人工林は間伐後にも10%未満と低かった。土砂流出量はスギ人工林で減少が程度に推移したが、ヒノキ人工林では、間伐後5年間は崩壊防止機能が一時的に低下するが、間伐後30年では間伐を運営の森林の成長度となる。[No.4]	
山地災害防止・土壌保全機能	①土砂流出防止のための森林施業方法に関する調査委託事業報告書(林木・土砂流出防止機能の高い森林づくり指針)②流域山地災害等対策調査報告書(H27) ③森林整備が表層崩壊防止機能に及ぼす効果等に関する検討調査報告書(H30) ④森林整備が表層崩壊防止機能に及ぼす効果等に関する検討調査報告書(R1)	【岐阜県】 ・都道府県 ・森林総合研究所 ・県研究機関等 ・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	【岐阜県】 ・都道府県 ・森林総合研究所 ・県研究機関等 ・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	【岐阜県】 ・過密林では、上層間伐をしても、過密の残存木の成長の回復が遅くなる。土砂流出を残す間伐とした方がいい。[No.1] [No.2] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3] ・胸高直径が大きくなると風害に対する抵抗力が増す。[No.2] ・間伐回数が少ない方がマツ防風林間に施されると風害に対する効果が大きい。[No.3]	【岐阜県】 ・都道府県 ・森林総合研究所 ・県研究機関等 ・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等	【岐阜県】 ・都道府県 ・森林総合研究所 ・県研究機関等 ・左記資料から孫引きした文献 ・データベース(j-stage)で検索したもの等

	<p>【神奈川県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群状伐では、ギャップのサイド・面間伐は伐採列の林冠閉鎖が大規模に破られ林分構造が急激に変化するため、間伐後、一時的に冠面の危険性が高まるおそれ。 <p>【岐阜県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列状間伐は伐採列の林冠閉鎖が大規模に破られ林分構造が急激に変化するため、間伐後、一時的に冠面の危険性が高まるおそれ。 【No.7】※3 <p>※1)新潟県(2017改訂)「治山事業における保安林整備技術指針」 ※2)神奈川県農政部水原の森林推進課(2003)「神奈川県水原の森林づくり広葉樹林整備マニュアル 水原かん養エリア」 ※3)岐阜県森林研究所(2014)「木材生産のための過密林の間伐のしかた」</p>
	<p>【長野県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐後、立木間隔（幹距）をできるだけ均等にするようにする。※3 <p>※1)岐阜県森林研究所(2014)「木材生産のための過密林の間伐のしかた」 ※2)岐阜県森林研究所(2015)「ヒノキ人工林の表土流失を防ぐために」「災害に強い森林づくり指針」 ※3)長野県森林部(2008)「災害に強い森林づくり指針」</p>
	<p>【鳥取県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時に使用した路網と土場は必要に応じて埋め戻す等して植生の回復を促す。長期にわたり使用する路網と土場は、荒れた箇所の補修を行い、路面排水等の必要な処理を行う。 ・斜面勾配が3度以上での路網作設は丸太組など路側構造物が必要となり、災害を発生させないよう十分な注意が必要。38度以上では切り土法面が不安定で崩壊の危険がある。 ・斜面勾配が3度以下での路網作設は丸太組など路側構造物が必要となり、災害を発生させないよう十分な注意が必要。38度以上では切り土法面が不安定で崩壊の危険があるべき。45°以上では路網作設は不可。 ・0次谷では路幅を開設した場合、湧水等により盛土が崩壊しやすい。地盤の中央では、路網を開設した場合、落石がよく生じる。 ・断層に沿つて路網を開設すると、断層に沿った範囲で碎石が剥離される。断層を開設する限り最短距離で通過し、破壊する強度・透水性の岩盤が接する地質する場合はできるだけ出さないようルート設計をする。 ・異なる強度・透水性の岩盤が接する地質する場合は崩壊限界は最も低いとする。地質境界に沿つて作設した路網は、長期的には陸道となる。 ・上流の崩壊等の土砂が堆積し緩んだ地盤で、湧水や表面流が発生しやすい場合には、2mを超える高切がないようにし、湧水や表面水の処理を十分に行う。 ・湧水のある場所では豪雨時に溢水量が増加する可能性があり、路網を作設する際は増水した水の流れを止めない工夫（洗い越しなど）を選択。※1
	<p>【滋賀県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの高い林分では地形変更が伴うので、細心の注意が必要。※2 <p>【奈良県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内での表層崩壊の発生状況を踏まえた専家の意見では、作業道等を起因とした崩壊の割合が非常に多く、対応が非常に重要である。※3 <p>※1)独立行政法人森林総合研究センター林業試験場、岐阜県森林研究所(2012)『森林作業道開設の手続き一』</p> <p>※2)佐藤弘和(2006)「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理方法」日本森林学会誌 88(1) pp.50-59 ※3)白田寿生(2012)「路網開設にともなう濁水流の影響」ふる林業情報誌 31 ※4)佐々木重行(2010)「森林施業路の森林被覆の違いによる抑制効果」福岡県森林研究所(11), pp.33-38 ※5)山田治裕(2003)「林業試験場における高性能林業機械を用いた集材が林地に与える影響について」</p>

	水源涵養機能	その他に施業における留意点	<p>【滋賀県】</p> <p>※2) 滋賀県(2018)「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」</p> <p>※3) 島根県農林部(2016)「災害に強い森林づくり」</p> <p>※7) 佐々木重行ほか(2009)「車道林放棄地内の作業路、法面および伐採跡地での土砂移動について」、九州森林研究 62,p.205-207</p> <p>平成25年度「災害に強い森林づくり」現地検討会発表資料〔林業家から見た「災害に強い森林づくり」〕</p>	<p>【山地災害防止・土壤保全機能】</p> <p>・トラクタ集材では走行回数が多いと低木類の発達が遅れたが、植生が再生しない場所は見られなかつた。※1 ・浮遊土砂の増加することと、林地を擾乱しないこと林帶を設けること、林地を擾乱しないことが必要。※2</p> <p>※1) 近藤道治ら(2006)「森林施業が森林環境におよぼす影響」長野県林業総合センター研究報告 20 ※2) 左藤弘和(2006)「浮遊土砂の流出抑制」森林管理方法 日本森林学会誌 88 (1) pp.50-59</p>	<p>【秋田県】</p> <p>・形態比 80 以上または樹冠長率 40 以下の林木が多い林分は風雪害を受けてよく、强度間伐はリスクを高めるため避けるべき。※1</p> <p>※1) 秋田県農林水産部森林整備課(2014)「スギ人工林の間伐と森林機能」</p>
	山地災害防止・土壤保全機能	【三重県】	<p>・渓流治いでは、間引木は流失になるおそれがない場所へ除去する。 ・山腹部では木が倒れても、渓流に到達するまでに止まるよう、林岸部から腰ね50mの範囲で伐採し、等高線に沿つて並べる。※1</p> <p>【滋賀県】</p> <p>・伐倒木を流域内からの除去することは困難な場合は、玉切りし筋置きするなど、林内に安定した形で固定。※2</p>	<p>・トラクタ集材では走行回数が多いと低木類の発達が遅れたが、植生が再生しない場所は見られなかつた。※1 ・浮遊土砂の増加することと、林地を擾乱しないこと林帶を設けること、林地を擾乱しないことが必要。※2</p> <p>※1) 近藤道治ら(2006)「森林施業が森林環境におよぼす影響」長野県林業総合センター研究報告 20 ※2) 左藤弘和(2006)「浮遊土砂の流出抑制」森林管理方法 日本森林学会誌 88 (1) pp.50-59</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>・枝条残材を現場に残す場合は、出水時の谷川への流出や雨水を堰き止めて林地崩壊を誘発することがないようにする。谷川や渓流部へ廻棄しないように。※5</p> <p>※1) 三重県農林水産部(2019)「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン ※2) 滋賀県(2018)「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」</p> <p>※3) 鳥取県森林研究所(2015)『ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために』2015年改訂版 ※4) 国立研究開発法人森林総合研究所四国支所(2016)「これからの森林づくりのために」持続的な人工林管理のヒント (山浦敏太郎・田中義則(2003)ヒノキ人工林における間伐木を利用した丸太加工の効果、森林立地 45:89-92)</p> <p>※5) 鳥取県農林水産部 森林・林業振興局「主伐と更新等に伴う手引き」</p>
	山地災害防止・土壤保全機能	【滋賀県】	<p>・枝条残材を現場に残す場合は、出水時の谷川への流出や雨水を堰き止めて林地崩壊を誘発することがないようにする。谷川や渓流部へ廻棄しないように。※5</p> <p>※1) 三重県農林水産部(2019)「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン ※2) 滋賀県(2018)「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」</p> <p>※3) 鳥取県森林研究所(2015)『ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために』2015年改訂版 ※4) 国立研究開発法人森林総合研究所四国支所(2016)「これからの森林づくりのために」持続的な人工林管理のヒント (山浦敏太郎・田中義則(2003)ヒノキ人工林における間伐木を利用した丸太加工の効果、森林立地 45:89-92)</p> <p>※5) 鳥取県農林水産部 森林・林業振興局「主伐と更新等に伴う手引き」</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>・枝条残材を現場に残す場合は、出水時の谷川への流出や雨水を堰き止めて林地崩壊を誘発することがないようにする。谷川や渓流部へ廻棄しないように。※5</p> <p>※1) 三重県農林水産部(2019)「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン ※2) 滋賀県(2018)「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」</p> <p>※3) 鳥取県森林研究所(2015)『ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために』2015年改訂版 ※4) 国立研究開発法人森林総合研究所四国支所(2016)「これからの森林づくりのために」持続的な人工林管理のヒント (山浦敏太郎・田中義則(2003)ヒノキ人工林における間伐木を利用した丸太加工の効果、森林立地 45:89-92)</p> <p>※5) 鳥取県農林水産部 森林・林業振興局「主伐と更新等に伴う手引き」</p>	<p>【北海道】</p> <p>・樹種をあたたかく、多樹種をバッチ状に植栽する。※1</p> <p>※1) 北海道水産林務部林務局森林整備課(2018)「風倒木被害のリスクを軽減する森林づくり」</p>
皆伐に關して	【滋賀県】	【滋賀県】	<p>・約70年生スギ・ヒノキ人工林において皆伐により、伐採後3年間の月流出量が平均26.1mm増加した。※1</p> <p>・約70年生スギ・ヒノキ人工林における森林皆伐実験で、伐採前には降雨時に流出が停止するが、伐採後には発生しなくなり、流出が途切れなくなる。※2</p> <p>・皆伐は、間伐に比べ、水流出量を増加させる。※3</p> <p>・皆伐後は表層土壤の擾乱により土壤の透水性が大きく低下。※4</p>	<p>・森林伐採は、浮遊土砂の量的増加を招く。浮遊土砂流出の抑制に配慮した森林施業の一つかつであるので、架線集材が挙げられる。※1</p> <p>・同一のヒノキ林分の皆伐区(伐採後1年目に伐採した3年間に下刈り)と間伐区(伐採後3年間の土壤侵食量を調査したところ、皆伐区の土壤侵食量は3.7~19.1倍あり、伐採後の年数の経過につれて間伐区の土壤侵食量は減少したが、皆伐区では反対に増加した。皆伐区では植栽・下刈りなどで地表面を攪乱する期間が長かったことが影響していると考えられる。※2</p> <p>・皆伐は間伐と比べ、土砂、細土、リターの移動量が大きい。※3</p> <p>・伐採後5~7年経過すると斜面の不安定化が最も顕著となり、斜面崩壊が出現しやすい。植栽しても20年ほどはリスクが介在。【No.42】</p>	

※1) 喜沢英一ら (2007) 「千葉県山洪流域における伐採による土石流流出量変化」日本森林学会誌 89(4)	分留伐を行いや土石流に対する抵抗力が強い樹種 (ケヤキ等) を植栽し、樹種転換を図る。 ※2)	※4) 斧採後の引き抜き抵抗力は 20 年で消滅。 ・スギの斧採後は対象となる立地条件で地上部を最も大きく成長させることのできる樹種を優先する。 ※6) 斧採後に樹種を行なわなかつた場合、斜面勾配が急になると崩壊面積率も急激に増加する。 【No.44】※7		
※2) 喜沢英一ら (2005) 「新第三紀層流域における 70 年生スギ・ヒノキ林伐採による年平均流出量の変化」日本森林学会誌 87(2)	【鳥取県】 ・皆伐は、伐採中や伐採後の公益機能が一時に低下する機能が回復するのに概ね 20 年程度必要となるため、伐採や路線の開設を起因とする山地災害の発生リスクがないか事前に確認することが重要。	※1) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※3)		
※3) Bui Xuan Dung et al.(2012) Runoff responses to forest thinning at plot and catchment scales in a headwater catchment draining Japanese cypress forest. Journal of Hydrology 442-445 (2012) pp.51-62	※4) 小林繁男 (1982) 「森林における土壤の変化」 -ヒノキ皆伐による土壤の変化-」 ベドロジスト 26 (2), pp.150-163	※5) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※6) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※3) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※4) 小林繁男 (1982) 「森林における土壤の変化」 -ヒノキ皆伐による土壤の変化-」 ベドロジスト 26 (2), pp.150-163		
※4) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※3) 中森由美子ら (2012) 「急傾斜ヒノキ人工林における伐採方法の違いによる細土・土砂・リター移動量の変化」日本森林学会誌 94, pp.120-126 ※4) 黒岩知恵 (2004) 「森林伐採や植栽を指標とした削面勾配予測手法」砂防学会誌 : 新砂防 57(2), pp.16-26 ※5) 阿部和時 (2005) 「森林の持つ斜面崩壊防止機能」 日本森林学会誌 31(3), pp.330-337 ※6) 山岸厚史ら「根系引抜き抵抗力による林床少災斜面崩壊防止効果」日本林業技術 (1998) 樹木根系の斜面崩壊防止機能」森林科学 (22) ※7) 黒岩知恵 (2012) 「地形形状と森林伐採や植栽状況を考慮した崩壊予測に関する研究」砂防学会誌, Vol. 65, No. 3, pp.12-20	※1) 茂鳥信行 (2010) 「斜面傾斜地における根系分布の偏りがスギの引き倒し試験に与える影響」 森林立地			
※5) 阿部和時 (2005) 「森林の持つ斜面崩壊防止機能」 日本森林学会誌 31(3), pp.330-337 ※6) 山岸厚史ら「根系引抜き抵抗力による林床少災斜面崩壊防止効果」日本林業技術 (1998) 樹木根系の斜面崩壊防止機能」森林科学 (22) ※7) 黒岩知恵 (2012) 「地形形状と森林伐採や植栽状況を考慮した崩壊予測に関する研究」砂防学会誌, Vol. 65, No. 3, pp.12-20	※1) 茂鳥信行 (2010) 「斜面傾斜地における根系分布の偏りがスギの引き倒し試験に与える影響」 森林立地			
※1) 喜沢英一ら (2007) 「千葉県山洪流域における伐採による年平均流出量の変化」日本森林学会誌 89(4)	【滋賀県】 ・皆伐は、伐採中や伐採後の公益機能が一時に低下する機能が回復するのに概ね 20 年程度必要となるため、伐採や路線の開設を起因とする山地災害の発生リスクがないか事前に確認することが重要。	※1) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※3) 佐藤弘和 (2006) 「浮遊土砂の流出抑制に配慮した森林管理手法」日本森林学会誌 88 (1), pp.50-59 (鶴田紀文ら (2001) 「森林流域における浮遊土砂流出への仕組への影響」 112 回日林誌) ※2) 田中伸治 (2015) 「皆伐が森林土壤に与える影響を調べました」 -ヒノキ人工林での事例-」 森林のために山地災害の発生リスクが高い地域では、施設予定地の直下や下流 2km 以内に住家等の保全対象施設がある場合、皆伐作業を選ける。 ・事業地が花崗岩地帯で平均勾配 30° 以上の急斜面で遷急線を含む場合、皆伐を選ける。 ※4) 小林繁男 (1982) 「森林における土壤の変化」 -ヒノキ皆伐による土壤の変化-」 ベドロジスト 26 (2), pp.150-163	※1) 茂鳥信行 (2010) 「斜面傾斜地における根系分布の偏りがスギの引き倒し試験に与える影響」 森林立地	
※2) 喜沢英一ら (2005) 「新第三紀層流域における 70 年生スギ・ヒノキ林伐採による年平均流出量の変化」日本森林学会誌 87(2)	※5) 阿部和時 (2005) 「森林の持つ斜面崩壊防止機能」 日本森林学会誌 31(3), pp.330-337 ※6) 山岸厚史ら「根系引抜き抵抗力による林床少災斜面崩壊防止効果」日本林業技術 (1998) 樹木根系の斜面崩壊防止機能」森林科学 (22) ※7) 黒岩知恵 (2012) 「地形形状と森林伐採や植栽状況を考慮した崩壊予測に関する研究」砂防学会誌, Vol. 65, No. 3, pp.12-20	※1) 茂鳥信行 (2010) 「斜面傾斜地における根系分布の偏りがスギの引き倒し試験に与える影響」 森林立地		
※3) Bui Xuan Dung et al.(2012) Runoff responses to forest thinning at plot and catchment scales in a headwater catchment draining Japanese cypress forest. Journal of Hydrology 442-445 (2012) pp.51-62	※4) 小林繁男 (1982) 「森林における土壤の変化」 -ヒノキ皆伐による土壤の変化-」 ベドロジスト 26 (2), pp.150-163	※1) 平田令子ほか (2015) 立地環境および森林相の違いが森林被覆を通して表土侵食に与える影響		
※4) 小林繁男 (2004) 「土壤水分状態がヒノキ根系の引き抜き抵抗力が自然含水層の 3 割減となる。」	【山地災害防止・土壤保全機能】 ④) 林木が植生やリターで被覆されていると表面流が発生しにくい。【No.46】※1,2 ・雨滴浸食が起きやすい下部斜面や凹地形で、下層植生が優占する 40 年生スギ人工林の土砂移動量は約 10 倍。 【No.47】※3 ・下層植生が優占する 40 年生スギ人工林の土砂移動量に対する下層植生のない 30 年生ヒノキ人工林の土砂移動量は約 10 倍。 【No.48】※4 (一方で、抵抗力は土壤水分条件によって変化しないとする調査結果もあり。 ※5)	※2) 萩木龍之介 (2005) 「開拓は森林の土壤を守れるか」 森林科学 44, pp.26-31 ※3) 遠邊次郎ほか (2013) 「森林構成と土砂流出防止効果」 福島県林業研究センター 研究報告 (46), pp.41-50 ※4) 北原謙 (2010) 「森林根系の崩壊防止機能」 水利科学 No.31 ※5) 岩馬健ら (2006) 「土壤水分状態がヒノキ根系の引き抜き抵抗力に及ぼす影響」 中部森林研究 54 (岩名祐ら (2009) 「食和条件下におけるヒノキ根系の引き抜き抵抗力」 中部森林研究 57) ※5) 深見悠矢ほか (2011) 「土壤水分等の条件が異なる場合の立木引き倒し試験」 日本森林学会誌 93, pp.8-13		
※5) 阿部和時 (2005) 「森林の持つ斜面崩壊防止機能」 日本森林学会誌 31(3), pp.330-337 ※6) 山岸厚史ら「根系引抜き抵抗力による林床少災斜面崩壊防止効果」日本林業技術 (1998) 樹木根系の斜面崩壊防止機能」森林科学 (22) ※7) 黒岩知恵 (2012) 「地形形状と森林伐採や植栽状況を考慮した崩壊予測に関する研究」砂防学会誌, Vol. 65, No. 3, pp.12-20	【水源涵養機能】 その他 ・シカの食害がある場合、林内を走る土壌表面に難透水性により土壌表面 (クラスト) が形成されてしまう。シカの侵入による土壤の浸透能が底体として、すべり形状を裸地と比較して複雑にし、斜面の安定度を上昇させる。 【No.45】	※1) 湯川典子ほか (1995) 「ヒノキ林において下層植生が土壤の浸透能に及ぼす影響」 (1) 散水型透水計による野外実験」日本森林学会誌 17 (3), pp.224-231. ※2) Gommet al(2008) "Evaluation of storm runoff pathways in steep nested catchments draining a Japanese cypress forest in central Japan: a geochemical approach" Hydrological Processes 24 (5): 550-566. ※3) 小松義隆ほか (2014) 「スギおよびヒノキ人工林における土壤浸透能と林床被覆および透水係数の関係」 水文・水資源学会誌 第 27 卷 第 3 号		

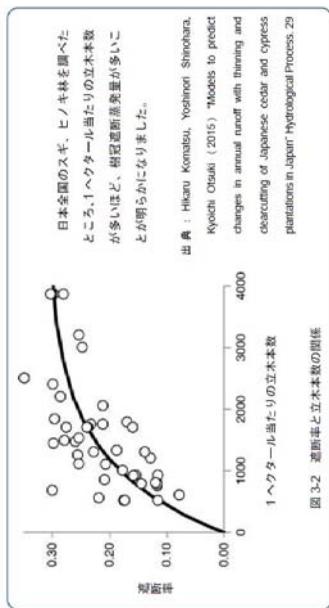
図表集

参考2

内容	
No.1	水源涵養機能
No.2	No.27
No.3	No.28
No.4	No.29
No.5	No.30
No.6	No.31
No.7	No.32
No.8	No.33
No.9	No.34
No.10	No.35
No.11	No.36
No.12	No.37
No.13	No.38
No.1	No.39
No.2	No.40
No.3	No.41
No.4	No.42
No.5	No.43
No.6	No.44
No.7	No.45
No.8	No.46
No.9	No.47
No.10	No.48
No.11	その他の
No.12	No.1
No.13	No.2
No.14	No.3
No.15	No.4
No.16	No.5
No.17	No.6
No.18	No.7
No.19	No.8
No.20	No.9
No.21	No.10
No.22	No.11
No.23	No.12
No.24	No.13
No.25	No.14
No.26	No.15
	No.16
	No.17
	No.18
	No.19
	No.20
	No.21
	No.22
	No.23
	No.24
	No.25
	No.26

水源涵養機能

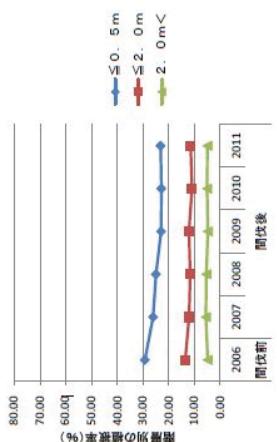
NO.1



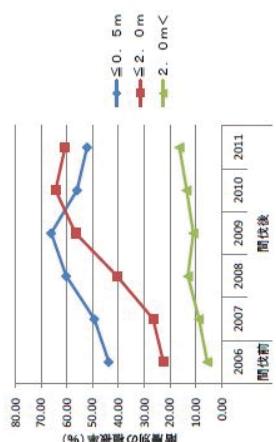
出典：水源の森林づくりガイドブック p.10

NO.3

(A) 無間伐林



(B) 間伐林



(C) 皆伐林

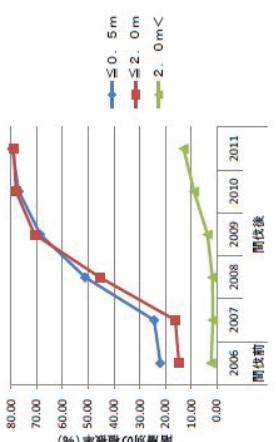


図3-5 リターと最終浸透能の関係

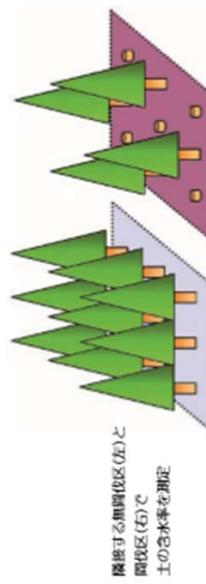
(図3-4、図3-5出典：恩田裕一（2014）「人工林の放置、荒廃による水流出への影響と、間伐による効果」蔵治光一郎・保屋野初子編『緑のダムの科学－浸災・森林・水循環－』森地書館、77ページをもとに作成)

出典：水源の森林づくりガイドブック p.12

図7. 間伐の有無・程度の違いによる下層植生の被覆率の推移

注1) 間伐等の処理は2007年3月でその前後の推移を示す
注2) 地表から0.5m以下、0.5~2.0m、2.0m以上の3つの階層別の被覆率

出典：秋田県農林水産部森林整備課(2014)「スギ人工林の間伐と森林機能」



土の含水率は、無間伐区より間伐区のほうが湿っているという傾向がありました。

- 間伐する → 樹木が減る → 蒸発・蒸散が増える
- 土に含まれる水が増える
- 河川の流量が増えれる

出典：森林総合研究所（2010）「間伐屋の過密林分のための強度間伐施業のポイント」P14

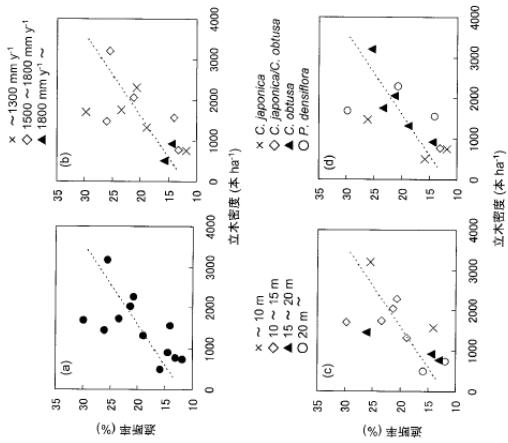
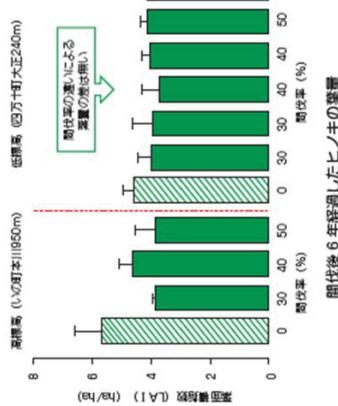


図-1. (a) 針葉樹林における立木密度と遮断率の関係
回帰直線は、遮断率 [%] = 0.00498 × [立木密度 (本 ha⁻¹)] + 12.0
で表現される。(b) 基礎幹に同じ。ただし、年降水量で場合分け
されている。(c) 図-1a と同じ。ただし、樹種で場合分けされてい
る。(d) 図-1a と同じ。ただし、樹種で場合分けされている。

出典：小松光（2007）「日本の針葉樹人工林における立木密度と遮断率の関係」日本森林学会誌 89

NO. 8

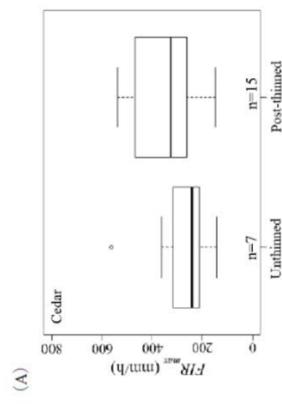
開 空 度		相 対 照 度	林床植生の状態
0～8%	5%以下	林床植生はほとんどなし	
9～17%	6～20%	林床植生がわずかに生育	
18～27%	21～30%	林床植生が富む	
28～45%	31～50%	陽性の雜草木に富む	
46%以上	51～100%	陽性の雜草木に極めて富む	

注 1 : 早稲田 および センター研究部資料に基づく暫定的な表

出典：神奈川県（2003）「神奈川県 水源の森林づくり 広葉樹林整備マニュアル 水源かん養工リア編」P33

(3) ,pp. 216-220

NO. 7



NO. 9

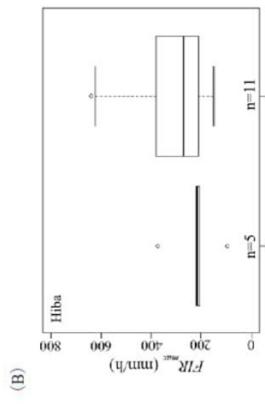


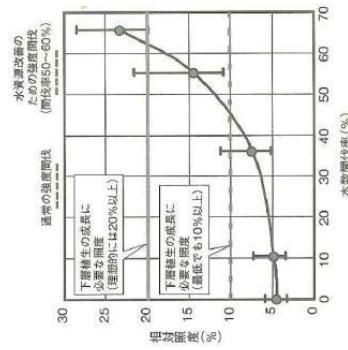
図-3 間伐の有無と最大最終透能 (FIR_{max}) の関係
(A) スギ林 (B) アツ林
箱は値の25%から75%まで、箱内の線は中央値で、ひ
げは最大と最小値を示している。

出典：小松 義隆(ほか) (2014) スギおよびアツ人工林における浸透能と林床被覆および透水系数の関係 水文・水資源学会誌 第27巻 第3号

出典：恩田裕一 (2014) 「人工林の設置、荒廃による水流への影響と、間伐による効果」蔵治光一郎・保屋野初子編『緑のダムの科学－減災・森林・水循環－』築地書館

図

相対照度と本数間伐率の関係



相対照度

本数間伐率 (%)

水資源改善のための施設開発
(間伐率10-60%)

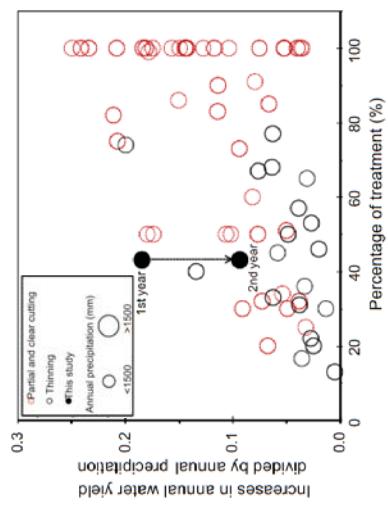
下層林の成長に必要な照度
(灌木林には20%以上)

相対照度
(%)

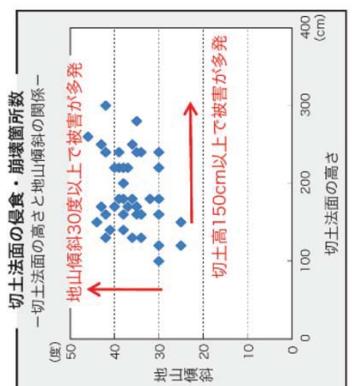
下層林の成長に
必要な照度
(灌木でも10%以上)

hinba

hinoki



出典：Bui Xuan Dung et al.(2012) Runoff responses to forest thinning at plot and catchment scales in a headwater catchment draining Japanese cypress forest. Journal of Hydrology 444–445 (2012) pp.51–62



図：切土法面の浸食・崩壊箇所数
(提供：森林総合研究所)

出典：水源の森林づくりガイドブック p.36

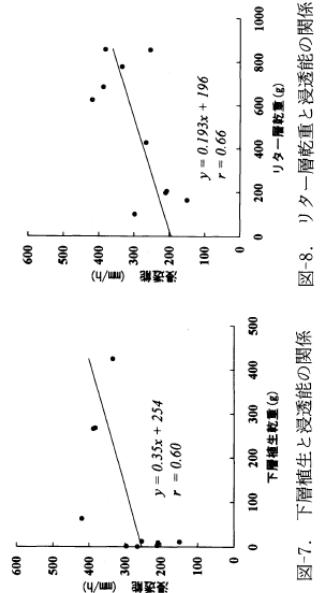
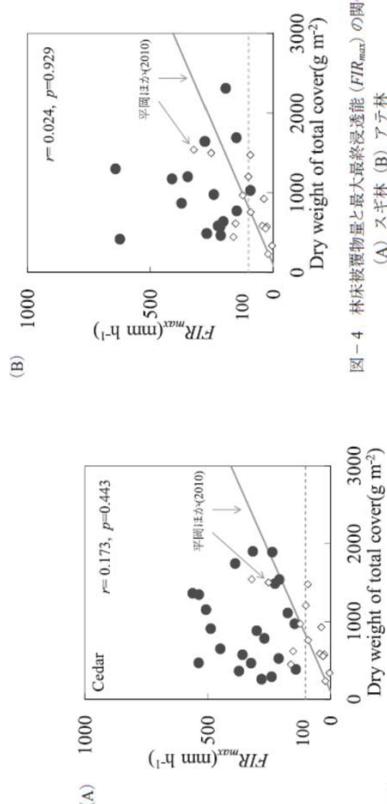


図-7. 下層植生と浸透能の関係

出典：湯川典子(ほか) (1995) 「ヒノキ林において下層植生が土壤の浸透能に及ぼす影響（Ⅰ）散水型浸透計による野外実験」日本林学会誌,77 (3) ,pp.224-231



出典：義隆(ほか) (2014) スギおよびアテ人工林における浸透能と林床被覆および透水係数の関係 水文・水資源学会誌 第27巻 第3号

図-8. リダーゲル重と浸透能の関係

山地災害防止・土壤保全機能

NO. 3

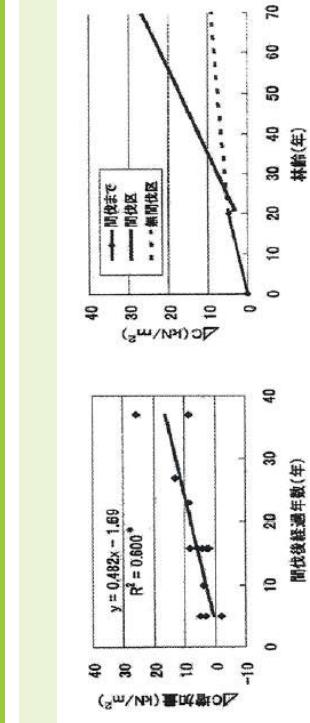


図 5-22 間伐後の経過年数に伴う ΔC 増加量（左図）と ΔC の経年変化モデル（右図）
(ヒノキ人工林、今井 2009)

出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（解説）p.70（今井裕太郎・北原曜・小野裕（2009）：ヒノキ根系の崩壊防止力に及ぼす間伐の影響、中部森林研究、No.57、p.175-178。）

NO. 2

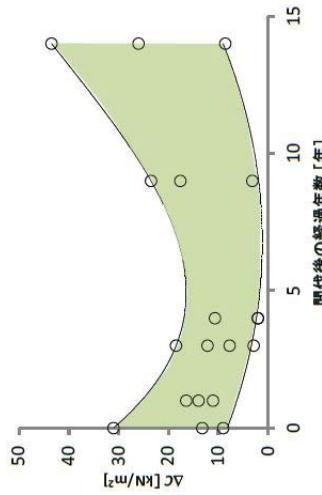


図 5-25 間伐後の経過年数と崩壊防止力 ΔC （林野庁 18、阿蘇のスギ）
出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（解説）p.72（林野庁（2015）：平成 26 年度土砂流出防止

のための森林施業方法に関する調査委託事業 報告書）

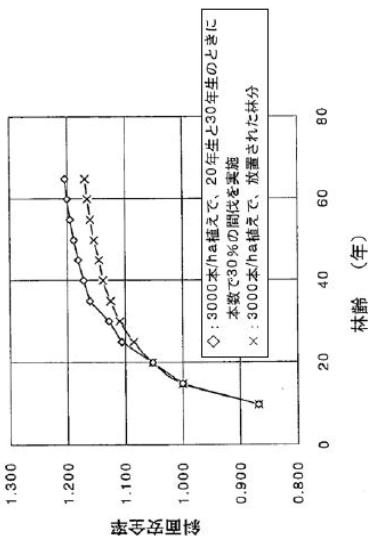


図 5-24 間伐林分と放置林における斜面安全率の違い（林野庁、1999）

出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（解説）p.71（林野庁（1999-2001）：災害に強い国土づくりのための間伐方法に関する調査報告書）

NO. 4

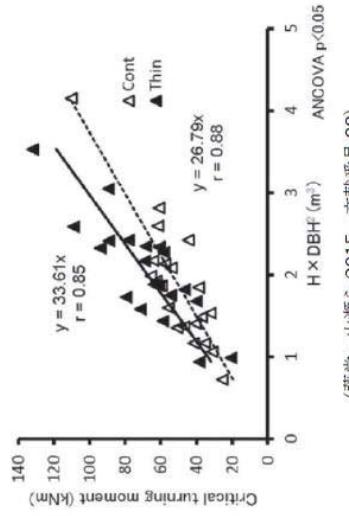


図 2.26 間伐区と対照区における樹木の引倒し抵抗モーメントと $H \times DBH$ の関係
(藤堂・山瀬ら 2015、文献番号 88)

出典：令和元年度森林整備が表層崩壊防止機能に及ぼす効果等に関する検討調査報告書 p.2-31

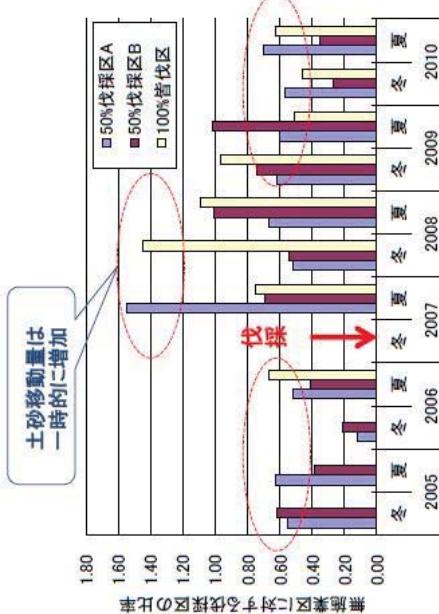


図9.

図9.隣接した無間伐林と比較した間伐林の土砂移動量

注1) 無間伐林の移動量に対する比率

注2) 皆伐区を含む

出典：秋田県農林水産部森林整備課(2014)「スキ人工林の間伐と森林機能」

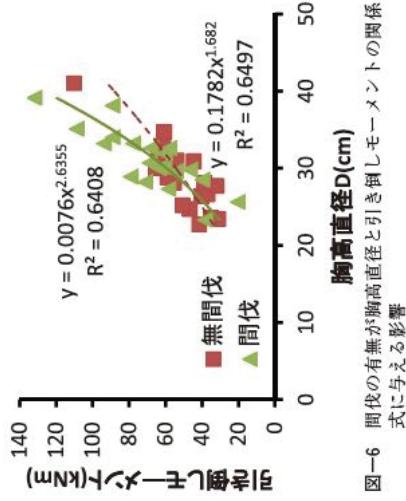
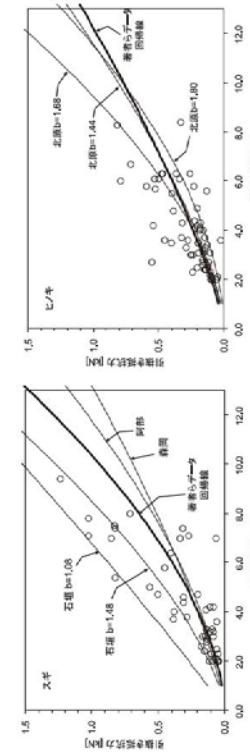


図6 間伐の有無が胸高直径と引き倒しモーメントの関係式に与える影響

出典：藤堂千景(ほか) (2014) 「災害に強い森づくり」に向けた森林整備について」砂防学会誌, Vol.67,

No.2, pp.36-41

FIG.3 XY plot of measured pulling resistance force to root diameter
出典：木下篤彦(ほか) (2013) 「スギ・ヒノキ林における水平根が発揮する抵抗力の検討」砂防学会誌,

Vol.65, No.5, pp.11-20

NO. 10

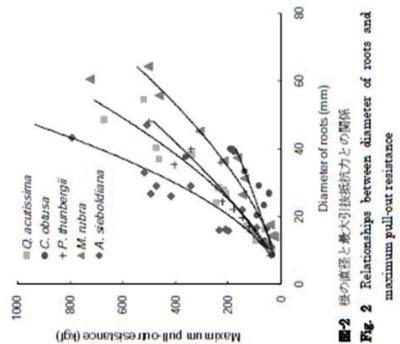


Fig. 2 Relationships between diameter of roots and maximum pull-out resistance

日本绿化

出典

工学会誌 34(1) nn 3-8

NO. 9

図-19 流下事例と堆積事例の判別分析結果（横軸を $D^{1/2}$ とした場合）
 Fig. 19 Result of discriminant analysis concerning flow case and sediment case (Horizontal axis is $D^{1/2}$)

出典：林出版局(2012)「森林斜面における立木の崩壊と砂への影響」砂防学会誌 Vol. 65. No. 4.

pp. 24-31

指標		樹種等		病蟲防治林		土壤減少侵蝕林 - 土砂堆積林	
		優	先	優	先	優	先
斷面積合計	又ヰ ヒノキ	◎	45m ² /ha以上	○		40m ² /ha程度	
胸高直徑	又ヰ ヒノキ	○	35m ² /ha以上 22cm程度	○		35m ² /ha程度 23cm以上	
本數密度	又ヰ ヒノキ	○	1200本/ha	○	20cm以上	20cm以上	
収量比数	△		0.7~0.8	△	0.7程度	0.6~0.7	
形狀比	○		80以下*	△		80以下	
相對幹距比	△		20%程度	△		20%程度	
梢冠長率	△		30%以上	△		30%以上	

※気象害（風害・雪害）が懸念される場合、形状比をより下げる方が望ましい。

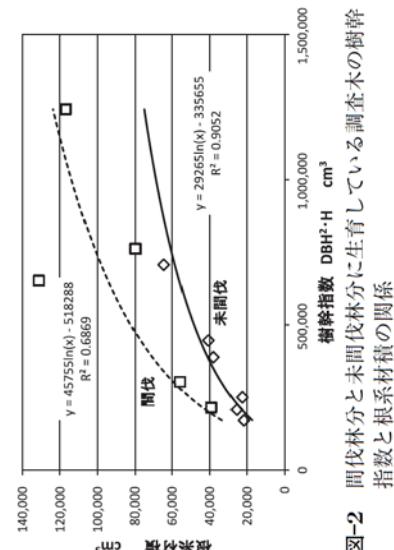


図-2 間伐林分と未間伐林分に生育している調査木の樹幹指數と根系材積の関係

誌 42(2), pp. 299-307

出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（概要） p.5

NO.12

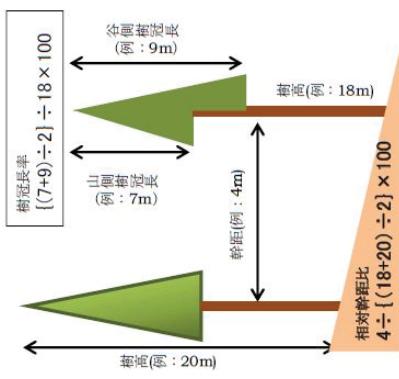
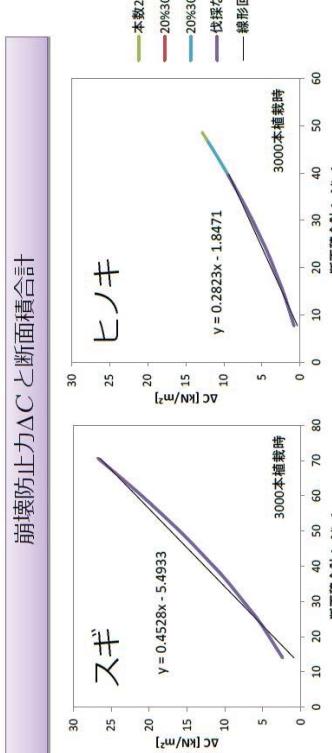


図 相対斜距比・樹冠長の計算方法

出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（概要）p.6、水源の森林づくりガイドブック p.19

NO.13



出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（解説）p.52

深床勾配 10°地点で森林が流下土砂を抑止する可能性

ヒノキ

スギ

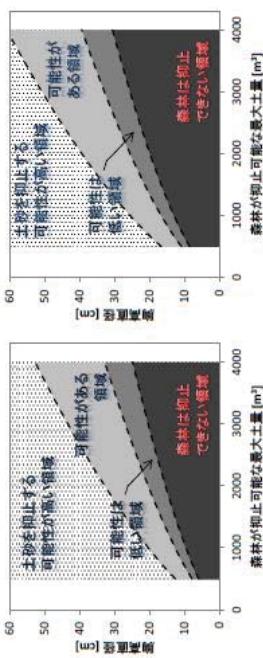


図 5-20 森林が流下土砂を抑止する可能性 (ヒノキとスギ)

出典：土砂流出防止機能の高い森林づくり指針（解説）p.68

NO.14

区分	点数 (木/ha)	立木密度 (P2)		胸高直径 (D3) (cm)	点数
		本数	針葉樹人工林		
A (参考樹種 スギ、 針・広葉樹生林)	1.6	400~600	0.5	0.5	10~15
		600~800	0.8	0.8	15~20
B (参考樹種 ヒノキ、 広葉樹二次林)	1.2	800~1,600	1.0	1.0	20~25
		1,600~1,800	0.7	1.0	25~30
C (参考樹種 マツ類)	0.8	1,800~2,900	0.4	1.0	30~35
				35~40	4.4

出典：平成27年度流域山地災害等対策調査委託事業報告書 p.30

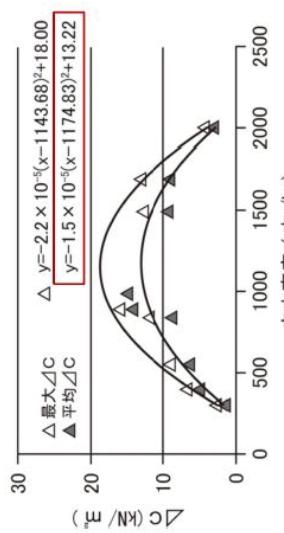


図 4.14 平均、最大△C と立木密度の関係

(出典: 伴、北原、小野(2011)「カラマツ根系の崩壊防止力と立木密度の関係」中森研 No.59[論文]2011)

平成27年度流域山地災害等対策調査委託事業報告書 p.26

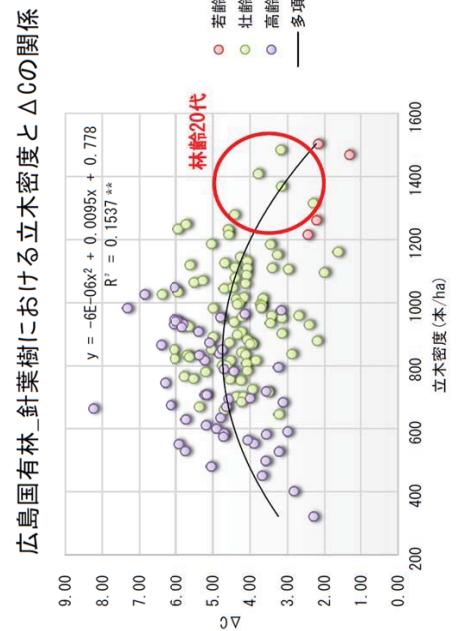
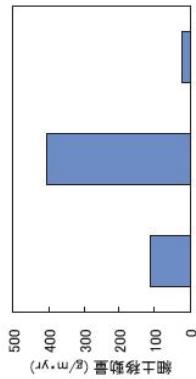
図 4.45 ヒノキ林における立木密度と△C の関係
**1%有意
*5%有意

図 4.4 樹種の違いと細土移動量

出典: 岐阜県森林研究所(2015)「ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために」



No	No
樹種はヒノキ	斜面傾斜20°以上
Yes	林分の巴重をしつらえよう

いざなぎの場合は、土壤条件によって、土壤にかけている場合があります。例えば、二つの方法による下層堆積の質感の違いは、土壤にも発生していることがあります。

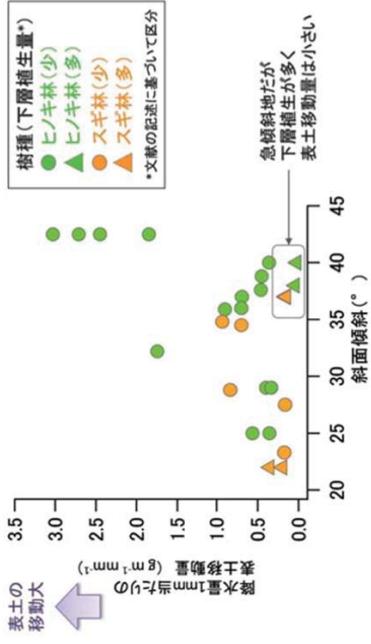
表土流亡の進行度を判定する

・地表面を観察し、細根の露出、石礫、土壠・段差の有無を確認します

確認項目	状態	チェック	点数	判定
細根の露出	あり		2	1点がひとつでもあれば、表土流亡の初期段階です。
	なし		1	1点2回以上あれば、表土流亡が進行しつつあります。
石礫	あり		0	2点がひとつでもあれば、かなり表土流亡が進んでいます。
土壠・段差	あり		2	
	なし		0	

出典: 令和元年度森林整備が表層崩壊防止機能に及ぼす効果等に関する検討調査報告書 p.4-37

出典: 岐阜県森林研究所(2015)「ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために」



		調査樹齢距離の早見表 （タイプ別）																				
		（調査樹齢距離：年齢 - 年、測定地：西日本）																				
		樹木の初期高さ																				
上木の初期高さ (m)		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
3000	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	
2900	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2800	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2700	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2600	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2500	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2400	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2300	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2200	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2100	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
2000	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1900	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1800	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1700	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1600	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1500	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1400	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1300	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1200	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1100	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
1000	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
900	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
800	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
700	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
600	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
500	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
400	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
300	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
200	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
100	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	
0	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	

図IV-2-1 評価用立木の高さ別割合

（単位：%）

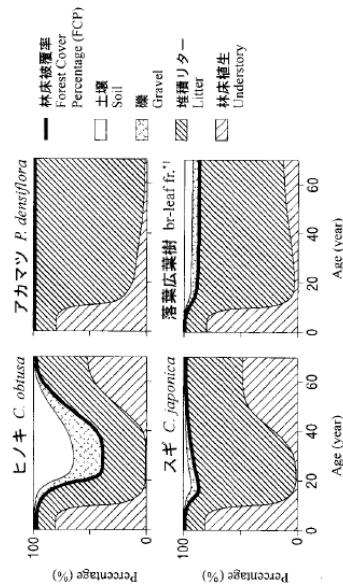


図-5. 林齡の変化に伴う林床要素ごとの占有率ならびに平均林床被覆率の変動模式

出典：三浦寛（2000）「表層土壤における雨滴浸食保護の視点からみた林床被覆の定義とこれに基づく林床被覆率の実態評価」日本林學會誌 82 (2) , pp.132-140

被覆率の実態評価

NO. 27

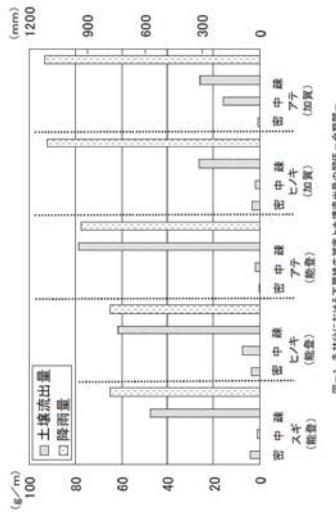


図-1 各森林における土壌流失量と土壤流出量の関係－全期間－

出典：小倉昇[ほか]（2008）「林種および下層植生被度が異なる人工林の土壤流出量」石川県林業試験場研究報告 (40), pp.27-28

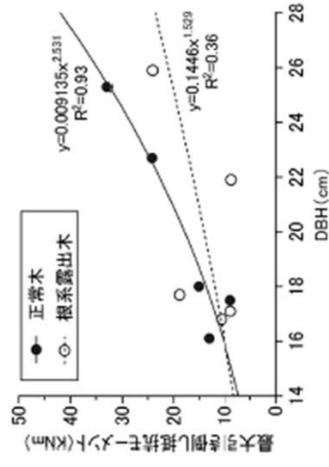


図-8 DBH と最大抵抗モーメントの関係の比較

出典：島田博匡(2018)「根元付近の根系が露出したヒノキ立木の引き倒し抵抗力」日本绿化工学会誌 44(1).

pp.123-126

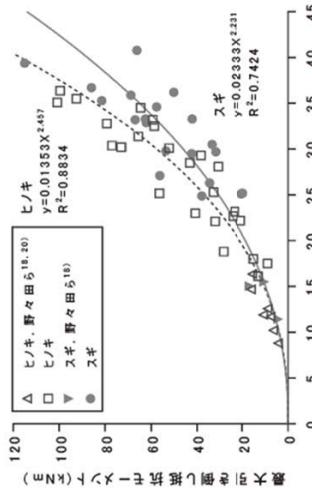
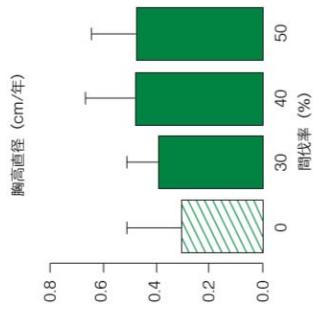


図-3 DBH と最大抵抗モーメントの関係
Fig. 3 Relationship between DBH and critical turning moment.

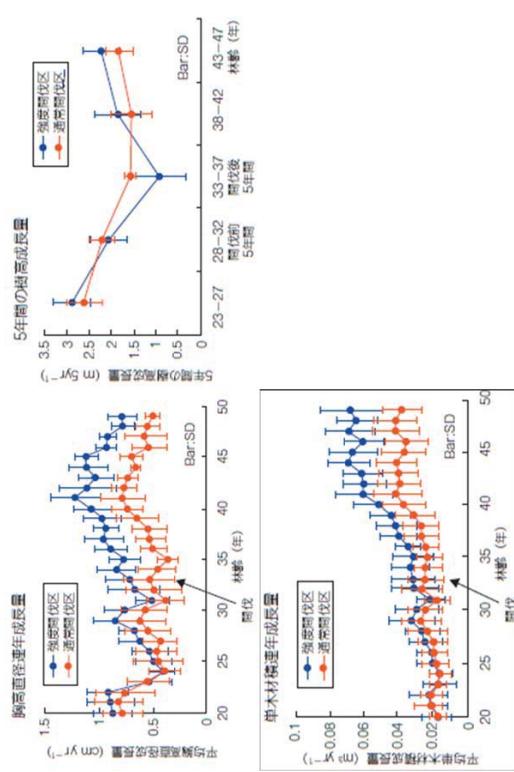
出典：島田博匡[ほか]（2017）「三重県中部地域におけるスギ・ヒノキ立木の引き倒し抵抗力」日本绿化工学会誌 43(1), pp. 138-143

NO.28



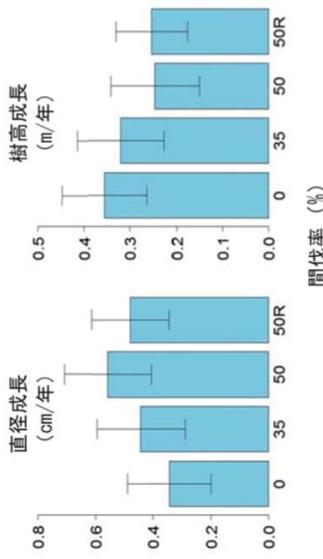
出典：森林総合研究所（2010）「間伐遅れの過密林分のための強度間伐施業のポイント」P2

NO.29



出典：森林総合研究所（2016）「これから森づくりのために持続的な人工林管理のヒント」P16

NO.30



出典：森林総合研究所（2016）「これから森づくりのために持続的な人工林管理のヒント」P16

NO.31

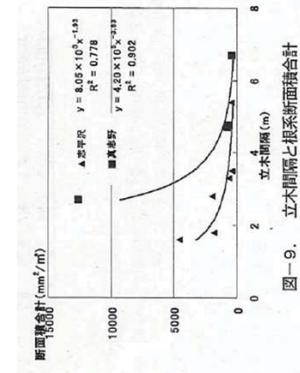


図-9. 立木間隔と根断面積合計

No.57,pp.179-182

出典：伴博史ほか（2009）「間伐がカラマツ根系の崩壊防止機能に及ぼす影響」中部森林研究

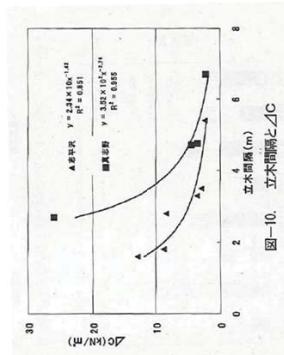


図-10. 立木間隔と△C

出典：森林総合研究所（2016）「これからの森づくりのために持続的な人工林管理のヒント」P16

出典：森林総合研究所（2010）「間伐遅れの過密林分のための強度間伐施業のポイント」P4

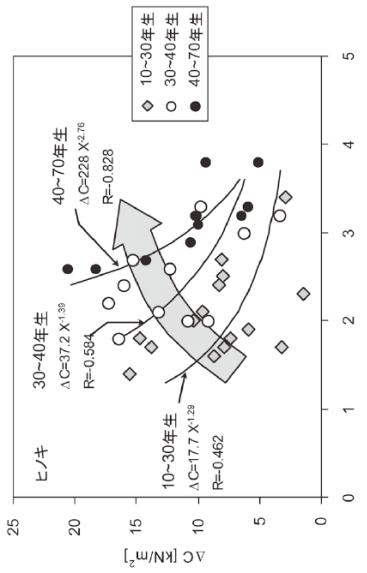


図-10 ヒノキの断面抵抗 ΔC と立木間隔（林齡別）

出典：木下篤彦(ほか) (2013) 「スギ・ヒノキ林における水平根が発揮する抵抗力の検討」 砂防学会誌,

Vol.65, No.5, pp.11-20

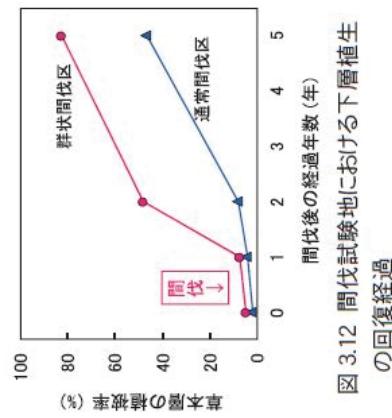


図 3.12 間伐試験地における下層植生の回復経過

出典：岐阜県森林研究所(2015)「ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐため[二]

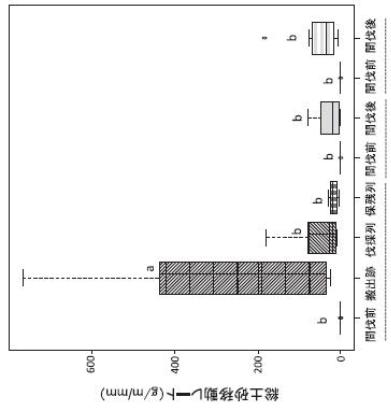


図-4 各処理区における間伐前後の土砂移動量レートの比較
図中の異なるアルファベットは、処理・間伐前後面での差があることを示す($p < 0.05$)。ボックスは四分位範囲(25%~75%パーセンタイル)の範囲を示し、ザックス中の線は第二四分位数(中央値)を示す。上のエラーバーは四分位範囲の1.5倍の範囲内にある最大値および最小値をそれぞれ示す。エラーバーよりも外側の値は外れ値として白丸で示されている。

出典：溝口拓朗(ほか)(2018)「間伐方法の違いが表土流出に及ぼす短期的影響」 森林立地 60 (1), pp.23~

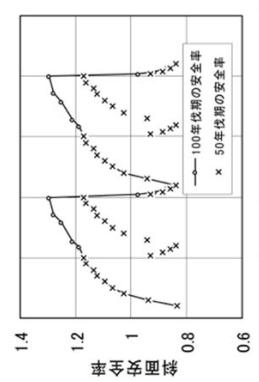


図-12 50, 100 年伐期スギ林における斜面安全率の経年変化

出典：阿部和時 (2005) 「森林の持つ斜面崩壊防止機能」 日本緑化学会誌 31(3), pp.330-337

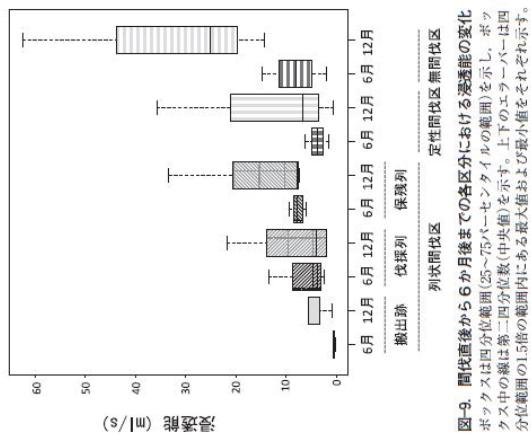


図-9. 間伐直後から6か月までの各区分における浸透能の変化
ボックスは四分位範囲25~75バーセンタイルの範囲を示し、ボックス中の線は第一四分位数(中央値)を示す。上下のエラーバーは四分位範囲の1.5倍の範囲内にある最大値および最小値をそれぞれ示す。

出典：溝口拓朗ほか(2018)「間伐方法の違いが表土流出に及ぼす短期的影響」森林立地 60 (1) , pp.23~

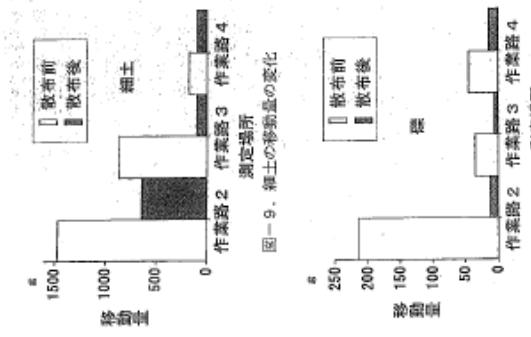


図-9. 土の移動量の変化

図-10. 砂の移動量の変化

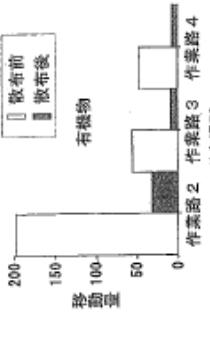


図-10. 砂の移動量の変化
作業路 2 : 樹生がほとんど見られない急傾斜 (平均傾斜 20°)
作業路 3 : 樹生がほとんど見られない中傾斜 (平均傾斜 17°)
作業路 4 : 樹生がほとんど見られない緩傾斜 (平均傾斜 12°)

出典：佐々木重行ほか(2010)「作業路での土砂移動と枝条散布による抑制効果」福岡県森林研報 (11) , pp.33-38

NO.38

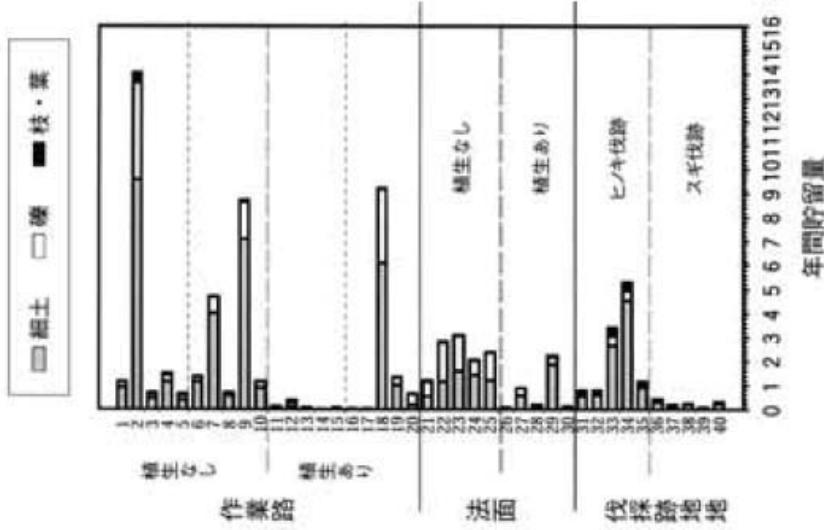
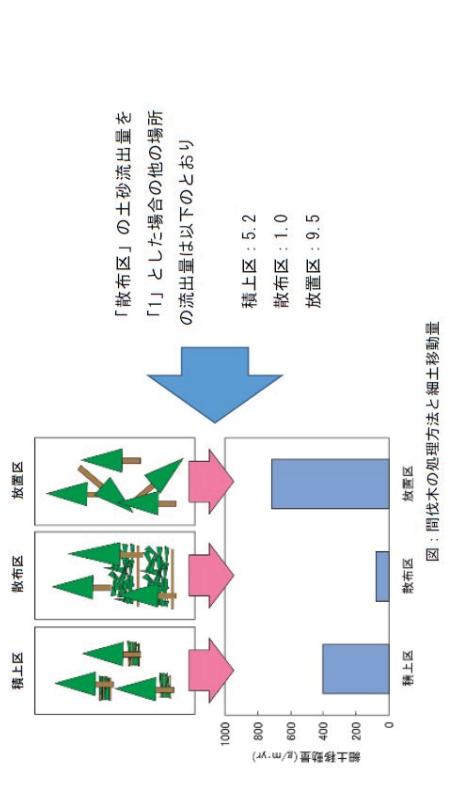


図-1 各測定地点の細土、砂、枝・葉の年間貯留量

出典：佐々木重行ほか（2009）「再造林放棄地内の作業路、法面および伐採跡地での土砂移動について」九

州森林研究 62,pp.206-207

NO.39



出典：岐阜県森林研究所（2015）「ヒノキ人工林の表土流失を防ぐために」

NO.40



出典：滋賀県（2018）「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」（北村（1981）「伐根試験を通して推定した材木根系の崩壊防止機能」）

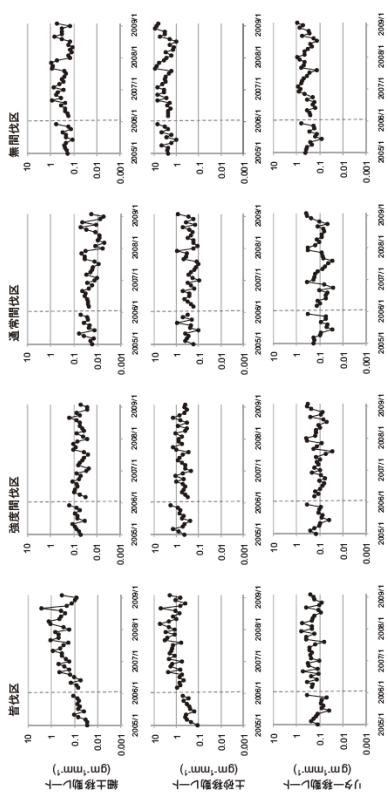


図-1. 各処理区における細土、土砂、リターの平均物質移動レート ($\text{kg m}^{-1} \text{mm}^{-1}$) の月変化
図中の実線は、暫定、間伐後年の実測値を示す。

出典：中森由美子ら（2012）「急傾斜ヒノキ人工林における伐採方法の違いによる細土、土砂、リター移動

量の変化」日本森林学会誌 94, pp.120-126

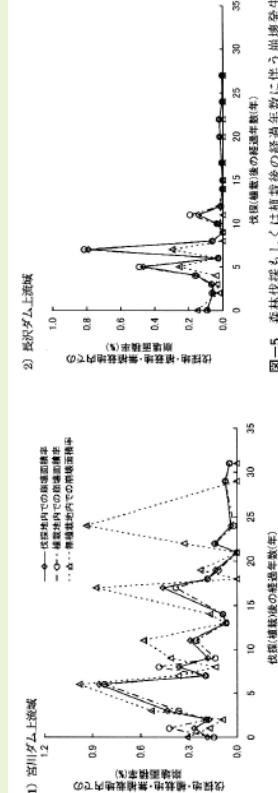


図-2 森林伐採もしくは植栽後の経過年数に伴う崩壊発生状況の相違
出典：黒岩知恵(ほか)（2004）「森林伐採や植栽を指標とした崩壊面積予測手法に関する研究」砂防学会誌 57(2), pp.16-26

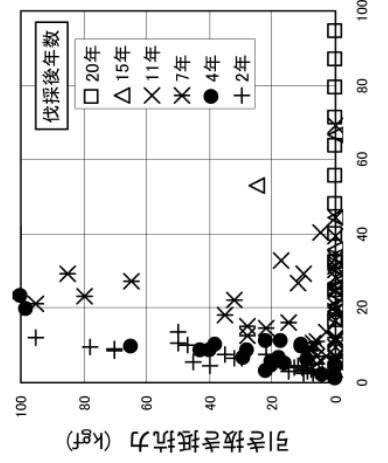


図-3 伐採後の経過年数が異なるスギの引き抜き抵抗力と直径の関係
出典：阿部和時（2005）「森林の持つ斜面崩壊防止機能」日本緑化工学会誌 31(3), pp.330-337

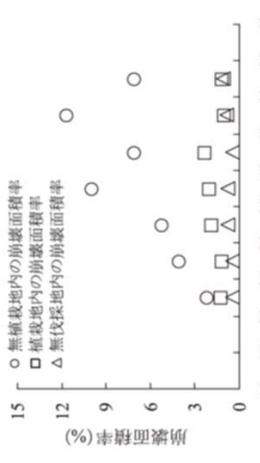
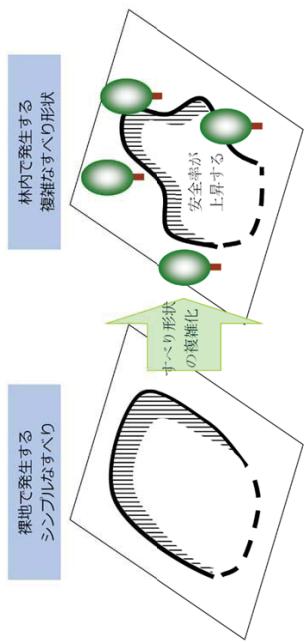


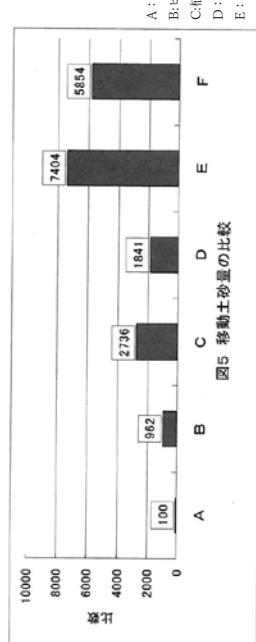
図-4 無伐採地・植栽地・無植栽地における斜面勾配と崩壊面積率との関係
出典：黒岩知恵(ほか)(2012)「地形形状と森林伐採や植栽状況を考慮した崩壊予測に関する研究」砂防学会誌, Vol.65, No.3, pp.12-20

NO.45



出典：令和元年度森林整備が表層崩壊防止機能に及ぼす効果等に関する検討調査報告書 p.2-37

NO.47



出典：渡邊次郎ほか（2013）「森林構成と土砂流出防止効果」福島県林業研究センター 研究報告 (46), pp.41-50

NO.48

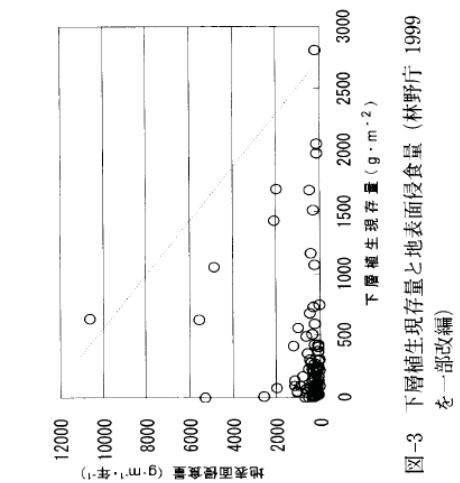


図-3 下層植生現存量と地表面侵食量（林野庁 1999 を一部改編）

出典：荒木誠ほか（2005）「間伐は森林の土壤を守れるか」森林科学 44, pp.26-31

NO.49

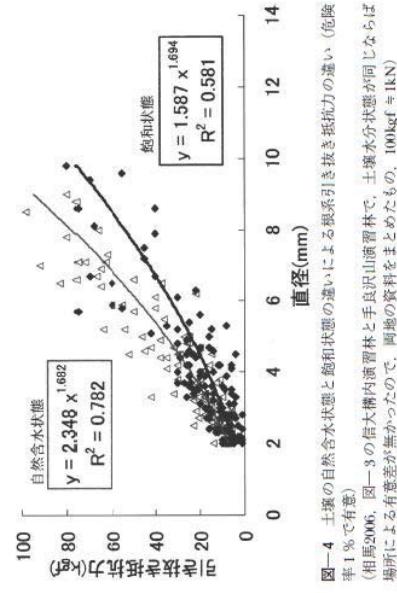


図-4 土壤の自然含水状態と飽和状態の違いによる根系引き抜き抵抗力の違い（危険率 1 % で有意）
(相馬2006, 図-3 の信大構内演習林と手良沢山演習林で、土壤水分状態が同じならば場所による有意差が無かったので、両地の資料をまとめたもの。100kgf ≈ 1kN)

出典：北原曜（2010）「森林根系の崩壊防止機能」水利科学 311 号, pp.11-37

その他

NO. 3

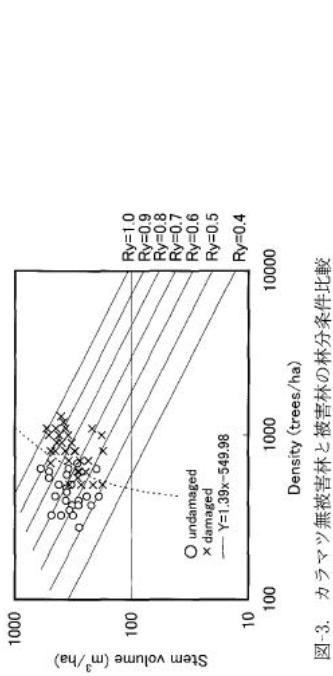


図-3 カラマツ無被害林と被害林の林分条件比較
出典：鳥田宏行(2006)「2002年台風21号により北海道十勝の防風保安林に発生した風害の要因解析」日本森林学会誌88(6)pp.489-495

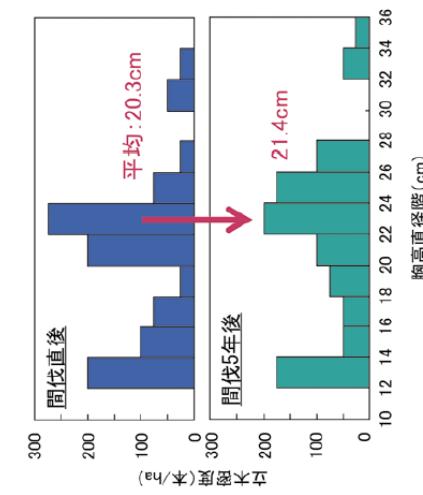


図2.10 ヒノキ過密林における上層間伐直後と間伐5年後の胸高直径分布

出典：岐阜県森林研究所 (2014) 「木材生産のための過密林の間伐のしかた」 p12

NO. 4

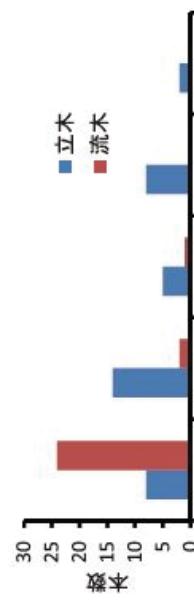


図-2 流木となった木、ならなかった木の浸床からの高さ
出典：藤堂千景(ほか) (2014) 「災害に強い森づくり」に向けた森林整備について」砂防学会誌, Vol.67, No.2, pp.36-41

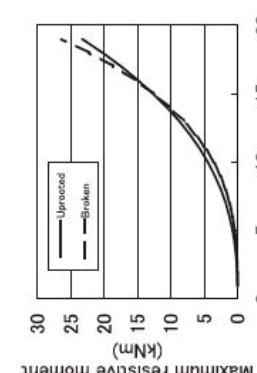
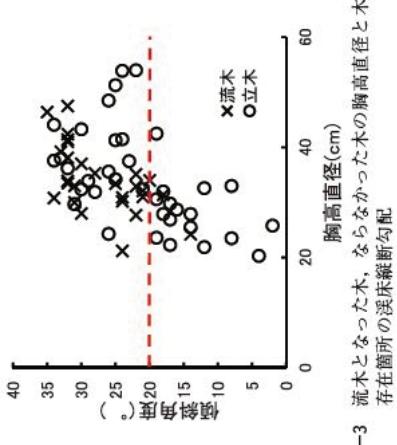


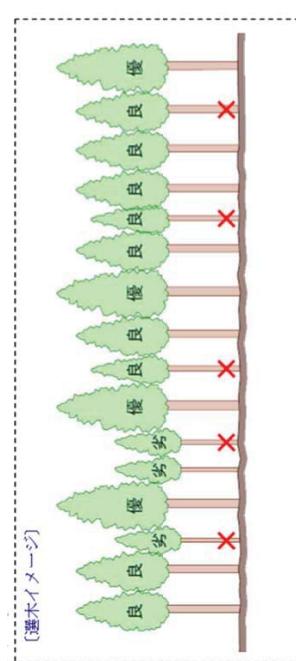
図-6. 胸高直径 (D) と最大抵抗モーメントの関係

出典：鳥田宏行 (2009) 「カラマツの風害に関する力学的評価」日本森林学会誌91,pp.120-124



出典：藤堂千景(ほか)（2014）「災害に強い森づくり」に向けた森林整備について」砂防学会誌, Vol.67,

No.2, pp.36-41



出典：新潟県（2017）「治山事業における保安林整備 技術指針」 P19

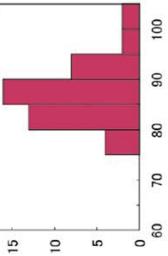
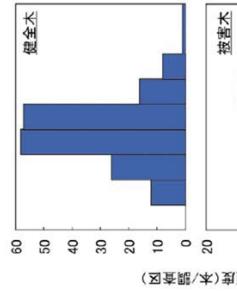


図2.8 冠雪害発生数と形状比の関係

出典：岐阜県森林研究所（2014）「木材生産のための過密林の間伐のしかた」P11

No.2, pp.36-41

財産権保障に係る見解調査の結果概要

調査の概要及び目的

森林経営管理法に規定された所有者不明森林等の特例措置を講ずるにあたり、森林の経営管理を行う（所有者不明森林等）に経営管理権を設定し、市町村が経営管理の委託を受ける）必要性と不明森林所有者への財産権保障とのバランスの観点において、実務を担う市町村等が判断しがねる状況にある。

他方で、森林の有する多面的機能（公益性）を鑑みると、経営管理を行うことの必要性が公共の福祉に適合するものであれば、不明森林所有者等の一一定の財産権の制限の下で、市町村が所有者に代わって経営管理を行うことが合理化されると考えている。

そこで、弁護士を対象とするアンケートを実施し、具体的な7つのケースについて、森林の経営管理の必要性と財産権の保障という観点を比較考量してもらい、当該特例措置を講ずることができる範囲について見解を述べていただいた。

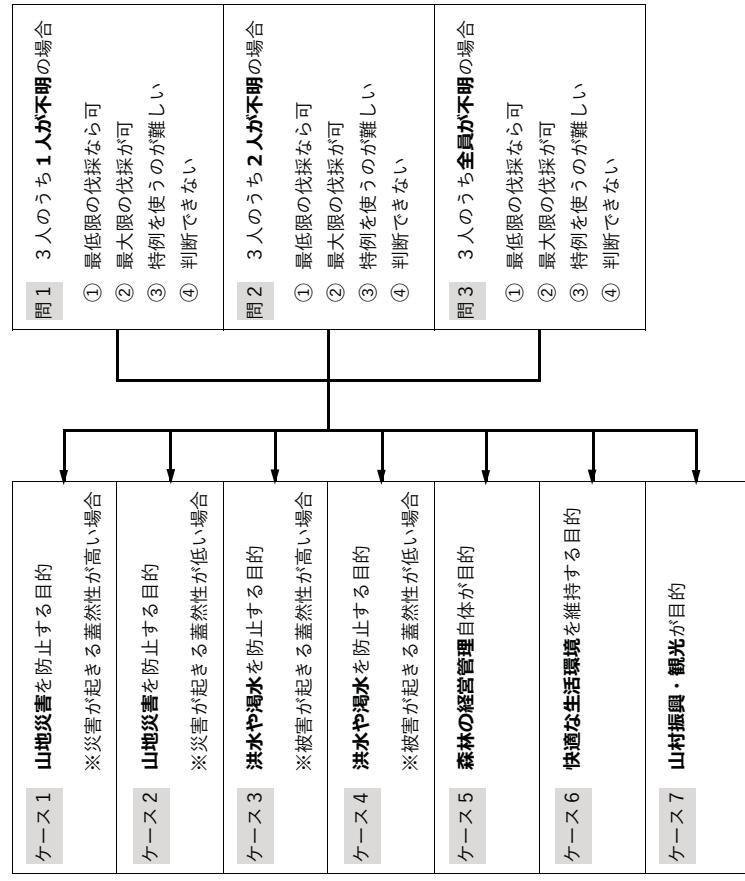
本資料は、「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」において、当該特例措置の適応範囲並びに実施する場合の留意事項について整理を図るために基礎資料として編集したものである。

調査内容

以下の具体的な7つのケースについて、不明である共有者の割合に応じて、管理行為としてどの程度の伐採が可能であるか、多肢選択式で見解を尋ねた。詳細は、参考4を参照。

いずれのケースも持分割合の等しい3人のによる共有林である場合を想定し、①3人のうち1人が不明である場合（持分の過半が判明している場合）、②3人のうち2人が不明である場合（持分の過半が判明しない場合）、③3人全員が不明である場合（持分の全部が判明しない場合）の3パターン全てで見解を求めた。

また、伐採の程度については、①管理に必要な最低限の伐採とし、伐採に要する費用を市町村が負担する場合、②管理が必要な範囲で最大限伐採し、伐採に要する費用を伐採した木材の販売収入を充てることとする場合の2パターンを用意し、③特例措置による伐採は難しい、④判断が難しいを加え、4つの選択肢から回答するよう選択肢を設けた。



調査方法

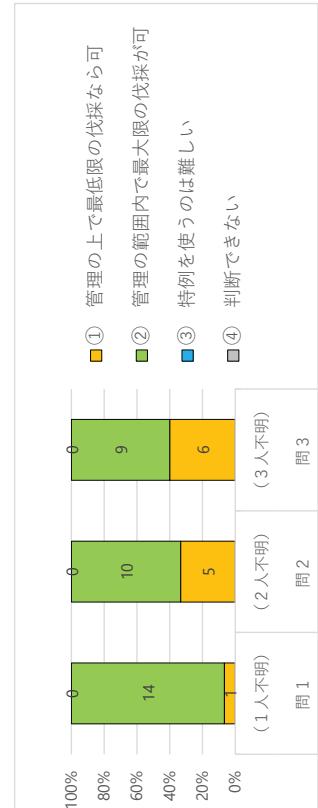
日本弁護士連合会より、以下の委員会に属する弁護士及び同連合会の嘱託弁護士にアンケートの回答を依頼した。令和2年6月の約1か月の回答期間で、15名の弁護士より回答を得た。

1 所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ
2 司法制度調査会
3 法律サービス展開本部
4 公害対策・環境保全委員会

5 宪法問題対策本部
6 災害復興支援委員会
7 弁護士業務改革委員会
8 業界・非弁・非弁提携問題等対策本部
9 民事裁判手続に関する委員会
10 家事法制委員会
11 倒産法制等検討委員会

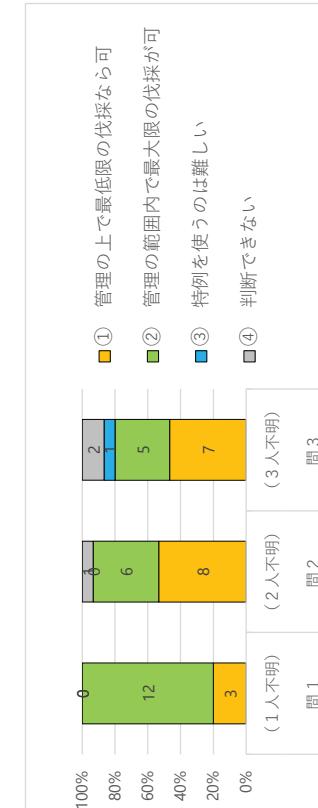
調査結果

ケース 1 山地災害を防止する目的（災害が起きる蓋然性が高い場合）



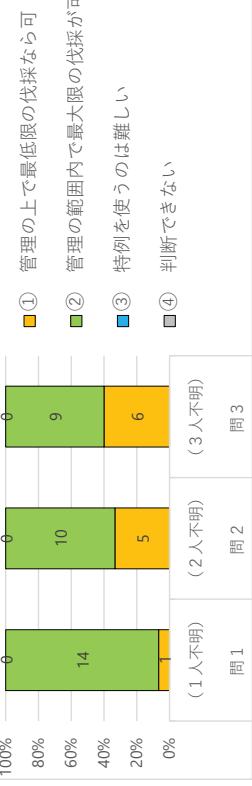
- 災害が起きる蓋然性が高いなら、確知している場合なら、費用を捻出する最大限の伐採に懸念は低い ($p=0.10$) ^a
- 持分の過半が判明している場合なら、費用を捻出する最大限の伐採に懸念は低い ($p=0.10$) ^a

ケース 2 山地災害を防止する目的（災害が起きる蓋然性が低い場合）



- 災害が起きる蓋然性が低い場合も、伐採可能とする意見が多い
- 確知している持分が過半を下回ると、判断が付かない、全員不明となると特例を使うのが難しいとの意見も現れる（しかし、統計学的には明確な差はない、 $p=0.30$ ）
- 持分の過半が判明している場合であれば、伐採することへの懸念が低く、最大限の伐採も許容され得る（問 1-2 間で $p<0.10$ 、問 1-3 間で $p<0.05$ ）

ケース 3 洪水や渇水を防止する目的（被害が起きる蓋然性が高い場合）



- ケース 1 と同様の結果
- 山地災害を防止する目的と洪水・渇水を防止する目的との間で見解の違いはない

ケース 4 洪水や渇水を防止する目的（被害が起きる蓋然性が低い場合）



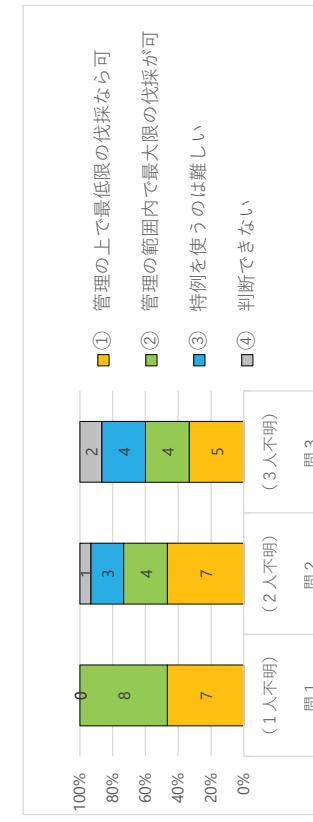
- ケース 2 と同様の結果
- 山地災害を防止する目的と洪水・渇水を防止する目的との間で見解の違いはない
- ケース 1 と 2、ケース 3 と 4 の間（被害が起きる蓋然性の違い）で、伐採が可能かどうかの見解は、統計学的には明確な差がみられなかった（否定的な見解が示された全員不明の場合であっても、 $p=0.23$ ）
- 山地災害を防止する目的や洪水・渇水を防止する目的のためであれば、程度問題は別として、伐採すること 자체への懸念は小さいと考えられる

ケース 5 森林の経営管理自体が目的



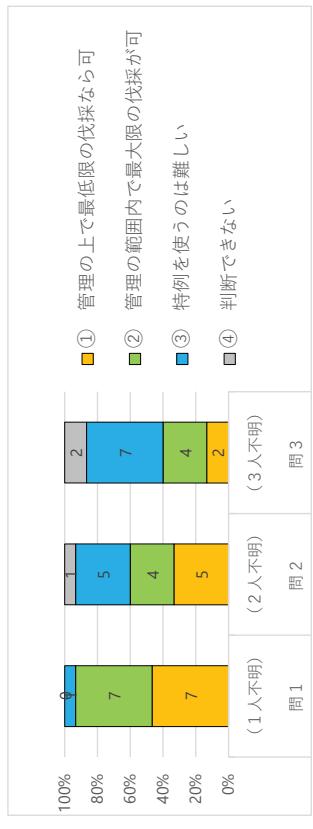
- ▶ 他のケースと比べ、最低限の伐採に留めるべきとの意見が多い
- ▶ 確知されている持分に限らず、判断が付かないとする見解がみられ、持分が過半を下回ると特例を使うのが難しいとの意見も現れる
- ▶ 持分の過半が確知されている場合は伐採に対する懸念が低いと思われるが、いずれのケースよりも、判断が付かないという見解が多いのが特徴（なお、いずれの群間も統計学的に明確な差がない、 $p=0.49$ ）

ケース 6 快適な生活環境を維持する目的



- ▶ 確知されている持分が過半を下回ると、判断がつかない、特例を使うのが難しいとの意見が現れる（統計学的にも持分割合の間で差がある、 $p<0.05$ ）
- ▶ ケース 5 よりも、特例を使うのが難しいという見解が増える
- ▶ 持分の過半が判明している場合であれば、伐採することへの懸念が低い（問 1-2 間で $p=0.16$ 、問 1-3 間で $p<0.10$ ）

ケース 7 山村振興・觀光が目的



- ▶ 持分の過半が確知されている場合であっても、特例を使うことが難しいとの意見があることが特徴
- ▶ 他のケースと比較し、特例を使うことが難しいとの見解が最も多い（確知されている持分が過半を下回ると、難しいとの見解が多数となる、 $p<0.10$ ）
- ▶ ケース 5 については、最低限の伐採に留めることを前提とした上で、（判断が付かないと回答した者の懸念から）条件を明確化することで、伐採を可能とするケースがあるのではないか
- ▶ ケース 6 や 7 については、不明な持分割合の考慮が必要であり、過半が判明する場合にはあっては、最低限の伐採を認めるとしても、不明な持分が過半を超えた場合にあっては、伐採しないという選択になるのではないか

自由記載欄に寄せられた判断基準

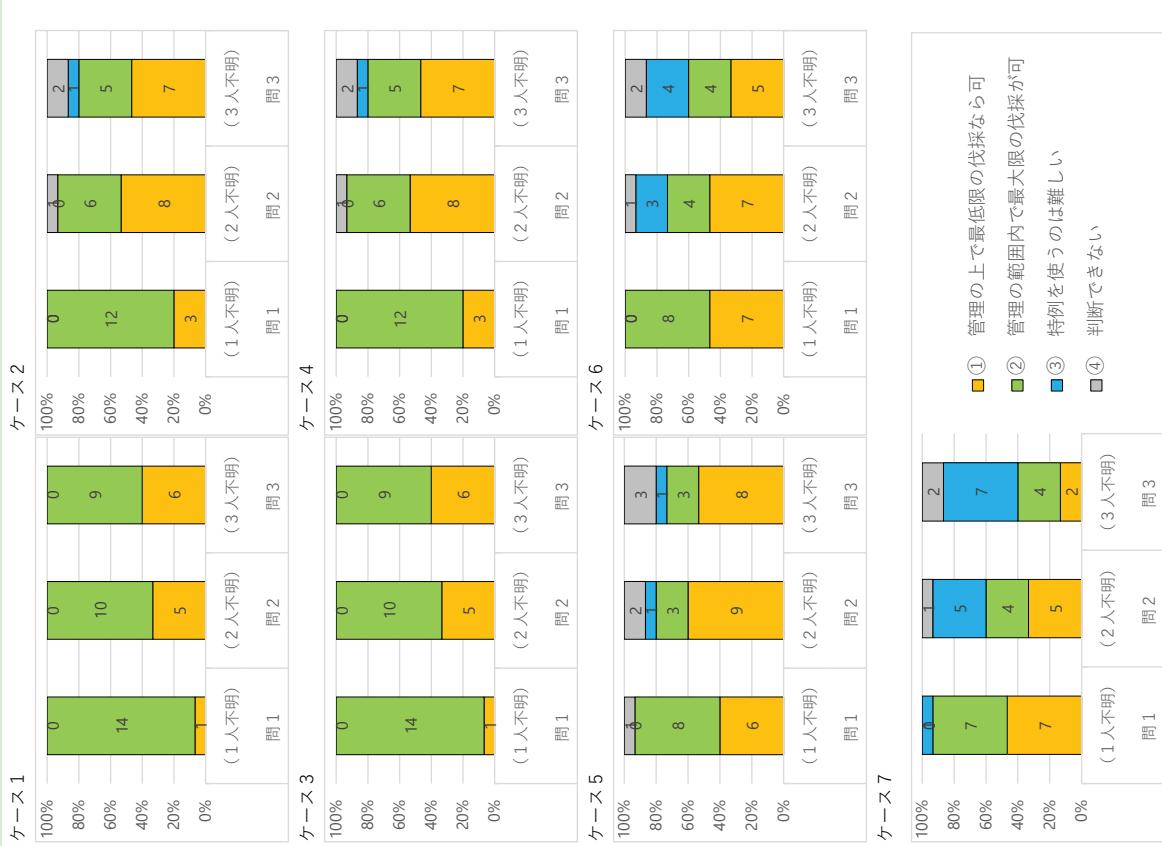
■ 伐採に積極的な見解



- ▶ ケース 1 から 7 は、状況や程度の差があるとはいえない、全て公益性が認められる。最低限にどどめるか、最大限の伐採をおこなうかは市町村の裁量であり、裁量権を逸脱しない限り認められる。
- ▶ 荒廃している森林の現状を踏まえると、市町村が経営管理権を取得する必要性の高い事業は少なくなく、最低限の伐採はいずれも可能。他人の生命、身体等の法益を保護するためであれば、森林所有者に費用を負担させる最大限の伐採も可能。
- ▶ 森林の公益性を踏まえれば、明白な反対者が存在しない限り、いずれの場合も適用可能。財産権に伴う管理コストを公的負担することは、法律上正当化されない利益を得ざることになるため、森林所有者に負担させるべき。

- ▶ 災害の危険性が高く、生命・身体への危険度が高いケースでは、最大限の伐採を行い、費用を捻出できるようにして、対応を促進する必要があるのではないか。
 - ▶ 100年に一度の蓋然性であっても、実際にいつ災害が起るか分からないものであり、災害発生の直前に対応するという観にもいかない。20年来適切に管理されていないことも踏まえると、経営管理を行う必要性が高いと言える。
 - ▶ 森林の経営管理 자체を目的とする場合であっても、森林経営管理法の目的規定（林業の持続的発展）に該当するものであり、山林の保存行為と同視できるものとして、共有者の一人の同意があればよいとの考え方もある。
 - ▶ 立木の伐採は処分行為的なものが含まれるが、管理のために行われるものであることから、共有者の過半数の同意があれば、最大限の伐採も含め、いずれのケースの場合も伐採が可能
 - ▶ 残された立木の成長が促進され、山林の価値が増大するのであれば、共有者が単独で行える保存行為（民法第252条（但書））や、義務のない者が他人のために行う事務管理（同697条）と評価し、いずれのパターンも認められるのではないか。
 - ▶ 所有者に金銭を支出させるという負担が発生しないのであれば、すべてのケースで許容される
- 伐採に慎重な見解
- ▶ 不明森林所有者への手続保障、公益性の程度、災害防止の緊急性などを考慮する必要
 - ▶ 経営管理の目的が生命・身体に関わらないものであれば、最低限の伐採に留めるべき
 - ▶ 森林の経営管理 자체が目的である場合についても、その必要性が高いことは理解するが、森林所有者の所在不明に便乗して、過度な負担をかける形態で管理することにならないか、慎重に検討する必要がある
 - ▶ 山村振興・觀光の目的は公益性が低いので特例を使うことはできない
 - ▶ 快適な生活環境の維持や、山村振興・觀光目的は、森林経営管理法や森林法の目的規定からも直接読み取ることができず、特例を使う必要性が低い（これらは、森林の現状維持というよりは、改良に当たるものであり、持分の過半数の同意がある場合のみ可能）
- その他の見解
- ▶ 伐採した立木を森林内に残置することのリスクを踏まえると、最大限の伐採を行い、販売した方がよいのではないか。
 - ▶ 本来自ら費用負担し管理しなければならないものであり、実質的な費用負担を伴う最大限の伐採にあつても、認められるし、それが原則とも考えられる
 - ▶ 不明な共有者においても、確知されている共有者が同意するのであれば、伐採は可能。最低限に留めるか、最大限の伐採をするかは、確知している共有者の選択によるべきではないか。

グラフ再掲



森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置に関する見解調査（協力依頼）

我が国の森林では、森林所有者の高齢化や不在化に加え、立木価格の低迷（資産価値の低下）等により、森林所有者による適切な経営管理がなされていない森林があることが課題となっています。併せて、相続登記等が適切に行われていない等を理由に森林所有者の所在が分からなくなる 所有者不明森林の発生が問題となっています。

このような中、平成31年4月に「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」が施行され、森林所有者自らが適切な経営管理を行うことのできない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け（経営管理権を取得し）、市町村自ら又は市町村から再委託を受けた林業経営者が当該森林の経営管理を行うことが可能となりました。

また、森林所有者の一部又は全部が不明である森林については、市町村による不明森林所有者の探索をし、それでもなお森林所有者が見つからない場合、市町村による公告等の手続を経て、「みなし同意」により市町村による経営管理権の取得を可能とする特例措置が講じられています。

しかしながら、本特例措置は、森林所有者本人からの直接的な同意を得ることなく経営管理を行うことになるため、運用する市町村としては、どのような森林において本措置を活用すべきか、とりわけ、森林の経営管理の必要性と財産権保障のバランスの観点から判断し兼ねる状況にあります。

そこで、法律的な知見を整理し、本特例措置を活用していくための基礎資料とさせていただきたく、本調査を行うこととしました。本措置に関する補足資料等を添付いたしますので、ご参照の上、次項の質問への回答にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。【回答期限：令和2年6月30日】

※ 本件は、林野庁「令和2年度森林経営管理制度実施円滑化事業」において実施しております。本調査は、本事業で別途おこなう検討委員会で使用する以外には用いません。

<内容に関する問合せ>

<回答の提出先>

● (公財) 日本生態系協会

担当者：三間、室木

電 話：03-6744-2126
F A X：03-3502-2887
メール：tomooya_mima860@maff.go.jp
naoki_muroki360@maff.go.jp

● (公財) 日本森林集積推進室
担当者：堀内、龜田
電 話：03-5951-0244
F A X：03-5951-2974
メール：k.horiuchi@ecosys.or.jp
a12_kameda@ecosys.or.jp

はじめに（論点）

森林には、山崩れや洪水などの災害を防止する働きや、地球温暖化を防止する働き、水資源を蓄える働きなど、公益性の高い様々な機能があり、国民はその恩恵を広く享受しています。そして、森林がこれらの機能を発揮させ、国民がその恩恵を享受するために、森林の経営管理が不可欠です。

このような森林の公益性を鑑みると、森林所有者的一部分又は全部が不明である森林について、経営管理を行うことの必要性が公共の福祉に適合するものであれば、市町村が森林経営管理法の特例措置を講じ、みなし同意により、所有者に代わって経営管理を行うことが合理化されると考えられます。

他方、森林の経営管理には、樹木の成長に合わせて、樹木を数本に1本の間隔で伐採（間引き）し、残した樹木の成長を促進させるという行為や、場合によつては、今ある樹木を全部伐採し、新たに苗木を植え付けるなどの行為が必要です。この樹木を伐採する行為については、山崩れや樹木の倒壊等の被害を防止するなど、資産の維持に必要な行為という側面や、残した樹木を成長させ、木材としての価値を高めるという側面があるなど、管理行為としての性格を有しています。他方、伐採する行為は、資産価値のある樹木を伐採するという側面から、处分性のある行為としての性格も有するなど、さまざまな側面を持ち合わせています。

なお、経営管理権（市町村が経営管理を行う権利＝債権）が設定されると、森林所有者は自ら樹木を伐採する権利が制限されることとともに、権利移転後の所有者にもその地位が継承されることになるなど、一定程度の財産権の制限が加わることになります。

そのため、森林経営管理法の特例措置を活用するにあつては、森林の公益性（経営管理の必要性）と財産権の保障という観点を比較考量し、当該特例措置の適用範囲を明確にする必要があります。そこで、具体的なケースを7バターン用意しましたので、それぞれについてご意見をお聞かせ願います。

森林経営管理法の特例措置を講じるまでの主な流れ

市町村が当該森林の経営管理を行うことが必要かつ適当と認める場合は、森林所有者全員の同意を得た上で、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理の委託を受ける（経営管理権を取得する）【法第4条】

↓
市町村が経営管理権集積計画を定める場合は、森林所有者に経営管理の意向を確認する（経営管理意向調査を行う）【第5条】
↓

↓
森林所有者の一部が不明の場合※
↓

不明な共有者を探索する【第10条】 不明な所有者を探索する【第24条】
↓
共有者的一部が不明であった旨と定めようとする経営管理権集積計画を6月公告する【第11条】
↓

不明な共有者が現れなかつた場合は同意したものとみなす【第12条】 都道府県知事に裁定を求める【第26条】
↓

※確知森林所有者の全員の同意が前提 都道府県知事の裁定があった場合は、同意したものとみなす【第28条】

各ケースの共通事項

(1) 山林Xの所有状況	山林Xは、亡甲の単独所有名義で登記がなされており、甲の相続人は子A、B、Cの3名で他にいない。遺言書はなく、遺産分割も未了である。
(2) 山林Xの経営管理の状況	山林Xは、甲の死後、20年間（注）にわたり経営管理が全くなされておらず、相続人であるA、B及びCは、相続財産の一部に山林Xがあることを知らず又はあることは知っていても、山林Xの正確な場所も分からなければ、自ら経営管理を行う意識もない。 (注) 山林に関心のある者であれば、10年や15年に一度は樹木を伐採するなどの管理をおこなうものであり、その期間を超えているということで、放置されていると判断できる年数です。
(3) 相続人A、B及びCの居所等	山林Xの現所有者と考えられる相続人A、B及びCは、山林Xの所在する市町村には住民票や戸籍がなく、別の市町村に住んでいる。A、B及びCは、居所を転々としたり、本籍の手がかりもないため、法第10条（または法第24条）に基づき、戸籍や住民票などを活用し探索を行っても所在が分からない（生死すらわからない）ことがあることを前提とする。 そこで、A、B及びCについて、
① 2人（持分の過半数以上）の所在が分かり、1人が不明である場合	② 1人（持分の過半数未満）の所在が分かり、2人が不明である場合
③ 3人全員の所在が不明である場合	の3パターンを想定し、それぞれ設問を設けている。
(4) 市町村が行う経営管理の内容	市町村が経営管理権を取得し、所有者に代わって経営管理を行う場合は、次の2パターンの管理方法が想定され、それぞれ設問を設けている。ただし、いずれのパターンも経営管理の結果として、残された樹木の成長が促進され、山林の価値は増大するものとする。 ① 市町村が、生育する樹木の一部を伐採し、その費用も市町村が負担する。
この場合、当該伐採は、管理に必要な最低限の範囲とし、伐採した樹木は山林内に残置する（木材加工業者による販売よりも、伐採する費用	4

と山林から伐採樹木を運び出す費用の合計の方が高くなるため販売しない。そのため、市町村にも森林所有者にも收受する金銭は発生しない。)

つまり、森林所有者は、樹木の一部を伐採されるという財産権の制限を受けるが、費用を自己負担することなく、山林の価値を高めてもらえるという利益を得ることになる。

(2) 市町村が、生育する樹木の一部を伐採するが、その費用については、森林所有者が負担する。

この場合、当該伐採は、管理が必要な範囲で最大限とし、伐採した樹木を木材加工業者等に販売し、その売上げを費用に充当する（結果的に費用は森林所有者の負担となる）。なお、売上げに残余がある場合は、森林所有者に支払うこととする。

つまり、森林所有者は、樹木の一部を伐採され、当該財産の一部を管理費用に充てられるという財産権の制限を受けるが、それ以外の自己負担をすることなく、山林の価値を高めてもらえるという利益（場合によつては、当該財産の一部が換価された金銭も）を受けることになる。

(注1) 森林所有者が不明であった場合は、森林所有者に支払うべき金額を山林Xの所在する供託所に供託するものとする。

(注2) 伐採に要する費用と山林から運び出す費用の合計が、木材加工業者に販売する売上と同額ではある場合は想定しない。

想定する具体的なケース

つまり、森林所有者は、樹木の一部を伐採されるという財産権の制限を受けるが、費用を自己負担することなく、山林の価値を高めてもらえるという利益を得ることになる。

(2) 市町村が、生育する樹木の一部を伐採するが、その費用については、森林所有者が負担する。

この場合、当該伐採は、管理が必要な範囲で最大限とし、伐採した樹木を木材加工業者等に販売し、その売上げを費用に充当する（結果的に費用は森林所有者の負担となる）。なお、売上げに残余がある場合は、森林所有者に支払うこととする。

つまり、森林所有者は、樹木の一部を伐採され、当該財産の一部を管理費用に充てられるという財産権の制限を受けるが、それ以外の自己負担をすることなく、山林の価値を高めてもらえるという利益（場合によつては、当該財産の一部が換価された金銭も）を受けることになる。

(注1) 森林所有者が不明であった場合は、森林所有者に支払うべき金額を山林Xの所在する供託所に供託するものとする。

(注2) 伐採に要する費用と山林から運び出す費用の合計が、木材加工業者に販売する売上と同額ではある場合は想定しない。

つまり、森林所有者は、樹木の一部を伐採されるという財産権の制限を受けるが、費用を自己負担することなく、山林の価値を高めてもらえるという利益を得ることになる。

市町村は、山林Xが20年来経営管理がなされず、例年の梅雨の長雨程度でも災害が起きるほど、予断を許さない危険な状態であると考え、P氏の生命や財産への被害を防ぐため、山林Xの経営管理を行うこととした。

このようなケースにおいて、次の間1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手続を経て、みなし同意により、市町村が経営管理権を取得し、経営管理を行うことは可能か。

↑ 違いは災害が起きる蓋然性です

↑ 違いは災害が起きる蓋然性です

市町村は、山林Xが20年来経営管理がなされず、例年の梅雨の長雨程度でも災害は発生しないが、100年に一度とも言われる台風や豪雨が来れば、災害が起きかねないと考え、P氏の生命や財産への被害を防ぐため、山林Xの経営管理を行うこととした。

このようなケースにおいて、次の間1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手続を経て、みなし同意により、市町村が経営管理権を取得し、経営管理を行うことは可能か。

ケース3 (洪水や渇水を防ぐ目的；被害が起きる蓋然性が高い)

市町村が山林の管理状況についてパトロールしていたところ、山林Xは水源の源流域に位置しているものの、これまで20年間にわたり経営管理がなされておらず、そのまま放置すると、例年の梅雨の長雨や、真夏の連日の日照り程度でも、洪水や渇水が生じるおそれがあるのでないかと危惧している。そこで、市町村は、山林Xの経営管理を行うことは、下流域の住民の生命身体の安全のために必要な行為であると考えた。

このようなケースにおいて、次の間1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手続を経て、みなし同意により、市町村が経営管理権を取得し、経営管理を行うことは可能か。

違ひは被害が起きる蓋然性です

ケース4 (洪水や渇水を防ぐ目的；被害が起きる蓋然性が低い)

市町村が山林の管理状況についてパトロールしていたところ、山林Xは水源の源流域に位置しているものの、これまで20年間にわたり経営管理がなされおらず、そのまま放置すると、100年に一度とも言われる台風や豪雨、気温35度を超す猛暑日が1ヶ月以上続くような異常気象に遭遇すれば、洪水や渇水が生じるおそれがあるのでないかと感じている。そこで、市町村は、山林Xの経営管理を行うことは、下流域の住民の生命身体の安全のために必要な行為であると考えた。

このようなケースにおいて、次の間1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手続を経て、みなし同意により、市町村が経営管理権を取得し、経営管理を行うことは可能か。

ケース5 (森林の経営管理自体が目的)

山林Xは、町の主要産業である林業生産地の中心にあり、山林Xを通行する形で管理道^(注)を設置し、一体となって事業の計画を立てなければ、山林Xの奥に位置する周囲の山林は、経営管理ができない状況にある。山林Xが通行できないとなれば、周りの山林の所有者や林業会社は、遠くから迂回して所用山林にアクセスするほかない、採算がとれず、管理も満足にできなくなるため、何とかしてほしいと市町村に相談をもちかけてきている。

これを受けて、市町村は、山林Xの経営管理を行うことは、山林X自身の経営管理を行うのみならず、山村地域の産業の維持につながるとともに、周辺の山林の経営管理をより一層促進するという観点からも必要な行為であると考えた。

(注)ここで言う管理道とは、舗装道路のような恒久的な施設ではなく、森林の手入れのために開設し、作業員の通勤や重機の走行に供される簡易な道です。

ケース6 (市民の快適な生活環境を維持する目的)

山林Xは市街地から比較的の近い位置にあり、経営管理がされていた頃は、道路を走行する車の騒音を遮断したり、海から吹きかけれる強風を遮ったりと、快適な生活環境の提供に寄与していた。しかしながら、経営管理が全くされなくなつた以降、樹木が混み合つてしまい、十分に枝葉を伸ばせばせず、遮る効果がなくなりつつある。近隣の住民は、柵を設けるなどの対策は講じているが、手に負えなくなり、市町村に相談にやってきた。

これを受けて、市町村は、山林Xの経営管理を行うことは、市街地住民の快適な生活環境を維持するという観点からも必要な行為であると考えた。

このようなケースにおいて、次の間1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手続を経て、みなし同意により、市町村が経営管理権を取得し、経営管理を行うことは可能か。

ケース7 (レクリエーション目的)

山林Xは、その町の觀光資源となっている風光明媚な山村景観の一部となっており、中心街や展望台も目に付くところに位置するが、近年、荒れた様子が口コミで広がり、觀光客の減少につながっている。地元の觀光協会から、山林Xを手入れできないか相談を受けているところ。これを受けて、市町村は、山林Xの經營管理を行うことは、山村地域の産業や人々の暮らしの維持につながるという観点からも必要な行為であると考えた。

このようなケースにおいて、次の問1～3のような場合、法第10条～第12条の共有者不明森林に係る特例の手続、あるいは、法第24条～第29条の所有者不明森林に係る特例の手續を経て、みなし同意により、市町村が經營管理權を取得し、經營管理を行うことは可能か。

設問

上記の7つのケースについて、さらに、下記の問1～3の状況を加えた場合、森林の公益性（經營管理の必要性）と財產權の保障という観点を比較考量し、森林經營管理法の特例措置が活用可能か、考えに近いものを①～④の中から一つお答えください。併せて、そのように判断した理由も記載いただけないと幸いです。

問1 共有者のうち、2人は所在が分かり、經營管理權を設定することについて同意を得られたが、残りの1人の所在が分からぬ場合

- ① 市町村が、管理に必要な最低限の範囲に限って、生育する樹木の一部を伐採し、費用は市町村が負担する場合に限り、特別により經營管理權を取得することが可能
- ② 市町村が、管理に必要な範囲で最大限、生育する樹木を伐採し、伐採樹木を販売し、伐採等に係る費用を捻出する（実質的に森林所有者が費用を負担する）場合であっても、特別により經營管理權を取得することは難しい
- ③ このケースでは、特別により經營管理權を取得するのは難しい
- ④ 判断できない

問2

共有者のうち、1人は所在が分かり、經營管理權を設定することについて同意を得られたが、残りの2人の所在が分からぬ場合

- ① 市町村が、管理に必要な最低限の範囲に限って、生育する樹木の一部を伐採し、費用は市町村が負担する場合に限り、特別により經營管理權を取得することが可能

- ② 市町村が、管理に必要な範囲で最大限、生育する樹木を伐採し、伐採樹木を販売し、伐採等に係る費用を捻出する（実質的に森林所有者が費用を負担する）場合であっても、特別により經營管理權を取得することは可能

- ③ このケースでは、特別により經營管理權を取得するのは難しい

- ④ 判断できない

問3

共有者3人全員の所在が分からず、經營管理權を設定することについて、誰からも同意を得られない場合

- ① 市町村が、管理に必要な最低限の範囲に限って、生育する樹木の一部を伐採し、費用は市町村が負担する場合に限り、特別により經營管理權を取得することが可能

- ② 市町村が、管理に必要な範囲で最大限、生育する樹木を伐採し、伐採樹木を販売し、伐採等に係る費用を捻出する（実質的に森林所有者が費用を負担する）場合であっても、特別により經營管理權を取得することは可能

- ③ このケースでは、特別により經營管理權を取得するのは難しい

- ④ 判断できない

森林經營管理法の所有者不明森林等の特例措置に関する
見解調査 回答用紙

【回答期限：令和2年6月30日】

※①～④の数字でお答えください。

ケース	問1 (1人不明)	問2 (2人不明)	問3 (全員不明)	判断基準（自由記載）
1 目的；山地災害防止 蓋然性；高				
2 目的；山地災害防止 蓋然性；低				
3 目的；洪水・渇水防止 蓋然性；高				
4 目的；洪水・渇水防止 蓋然性；低				
5 目的；森林の経営管理				
6 目的；生活環境維持				
7 目的；レクリエーション				